

平成 2 2 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 1 号

平成 2 2 年 3 月 3 日（水曜日）

議事日程 第 1 号

平成 2 2 年 3 月 3 日（水曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 町長施政方針
- 日程第 6 議案第 2 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 号 玉村町職員の給与に関する条例及び玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 6 号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 号 玉村町 B & G 海洋センター条例等の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 8 号 玉村町農業共済条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 平成 2 1 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 0 議案第 2 4 号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 2 1 議案第 2 5 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 2 3 議案第 2 7 号 玉村町農業共済事業の廃止に伴う財産処分について
- 日程第 2 4 同意第 1 号 玉村町公平委員会委員の選任について

- 日程第 2 5 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 2 6 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度玉村町老人保健特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 4 号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 5 号 玉村町職員の給与に関する条例及び玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 6 号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 7 議案第 7 号 玉村町 B & G 海洋センター条例等の一部改正について
- 日程第 3 8 議案第 8 号 玉村町農業共済条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 9 議案第 9 号 平成 2 1 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 4 0 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 1 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 2 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 3 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 4 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 4 5 議案第 1 5 号 町道路線の認定について
- 日程第 4 6 議案第 2 4 号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 7 議案第 2 5 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 8 議案第 2 6 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 9 議案第 2 7 号 玉村町農業共済事業の廃止に伴う財産処分について
- 日程第 5 0 同意第 1 号 玉村町公平委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副町長	横堀 憲司 君
教育 長	新井 道憲 君	総務課長	小林 秀行 君
税務課長	阿佐美 恒治 君	健康福祉課長	松本 恭明 君
子ども育成課長	新井 敬茂 君	住民課長	佐藤 千尋 君
生活環境安全課長	重田 正典 君	経済産業課長	高井 弘仁 君
都市建設課長	横堀 徳寿 君	上下水道課長	太田 巧 君
会計管理者兼会計課長	新井 淳一 君	学校教育課長	川端 洋一 君
生涯学習課長	加藤 喜代孝 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	石関 清貴
局長補佐兼庶務係長	小板橋 保	主 査	関根 聡子

○議長あいさつ

議長(宇津木治宣君) おはようございます。平成22年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え公私ともにご多用のところご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今定例会は、平成22年度玉村町の諸施策を展開する根拠となる当初予算をはじめ、重要な案件を審議する議会であります。会議開会の後、町長より平成22年度施政方針が示されます。それらの諸施策を実現するために提出される諸議案は、平成22年度当初予算や条例の制定、改定、改廃、または平成21年度補正予算等ではありますが、提出議案の内容につきましては、後ほど町長から詳細な説明がなされるものと思われま

す。我々議会人としたしましても、大変厳しい社会情勢ではありますが、住民の負託にこたえるため、安心、安全なまちづくり、住民福祉増進の考えのもと、各議案に対し十分なる審議を尽くされ、玉村町行政に大いに反映されますようお願い申し上げます。

会期長き今定例会ですが、議員各位の慎重な審議により、適正、妥当な議決を得られますようお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。

○表彰状の伝達

議長(宇津木治宣君) これより表彰状の伝達を行います。

先月22日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、群馬県町村議会議長会から石川眞男議員が議長4年以上の在職者表彰されましたので、ここに伝達を行いたいと思います。

石川眞男議員、前にお進みください。

〔14番 石川眞男君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 石 川 眞 男 殿

あなたは議会議長として、よくその職責を遂行され、地方自治の振興発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

平成22年2月22日

群馬県町村議会議長会長 高 橋 正

〔拍 手〕

議長(宇津木治宣君) ここで、表彰状を受賞されました石川議員よりあいさつをいただきたいと思

います。

〔14番 石川眞男君登壇〕

14番（石川眞男君） 皆さん、おはようございます。

本当にいろいろお世話になりました。思いがけない表彰ということなのですから、ありがたくちょうだいしたいと思います。

今私たちが直面している問題は、本当に複合的な経済や社会、そして財政といった非常に折り重なる危機という表現をする学者もいるような、非常に解決が難しい状況に私たちは直面していると思います。そういう中で、やはり地方自治体の私たち議員の果たす役割というものは、住民にとっての生活の安全保障をどういった形でつくっていけるかということが、喫緊に求められているのではないかと思います。

これからもすべての先輩、同僚議員の皆さん、それから執行の方々と、この玉村町の行く末が誤ることなく本当に住民にとっての暮らしやすい地域にできるように、微力ながら私も皆さんとともに議員活動を続けていこうと思いますので、よろしく願いいたします。

簡単ですが、御礼のあいさつにかえさせていただきます。

きょうはありがとうございました。（拍手）

議長（宇津木治宣君） この際ですので、議員を代表してお祝いを申し上げます。

石川議員には、玉村町議会議長として、長きにわたり議長の重責を全うされ、今日まで玉村町発展のため大いに尽力いただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

今後とも行政のチェック機関である議会のさらなる充実のため、公平、公正な立場でより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、議員を代表してお祝いのごあいさつといたします。

○開会・開議

午前9時6分開会・開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

議長（宇津木治宣君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施した監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

議長（宇津木治宣君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第120条の規定により、11番村田安男議員、12番高橋茂樹議員の両名を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長（宇津木治宣君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月24日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

齊藤嘉和議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤嘉和君登壇〕

議会運営委員長（齊藤嘉和君） おはようございます。平成22年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月24日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月16日までの14日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、議案26件、同意1件の27議案を予定しております。概要につきましては、本日は総務及び経済建設常任委員長より閉会中における委員会所管事務調査の報告がございます。その後、町長より平成22年度の施政方針が示されます。続きまして、議案第2号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第3号から議案第15号並びに議案第24号から同意第1号までの18議案について一括提案説明があります。次に、議案第16号から議案第23号までの平成22年度予算関係8議案について一括提案説明、総括質疑の後、予算特別委員会を設置して付託を行います。次に、議案第3号から議案第15号並びに議案第24号から同意第1号までの18議案について、質疑、討論、表決を行います。本会議終了後、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、総務常任委員会と経済建設常任委員会が開催されます。

日程3日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程4日目、5日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程6日目、7日目は、予算特別委員会が開催され、各常任委員会所管の歳入歳出の質疑を行い、委員会としての討論、表決を行います。

日程8日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人でございます。

日程9日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人でございます。

日程10日目は、中学校卒業式のため午後2時30分開議、一般質問を行います。質問者は2人です。

日程 1 1 日目、1 2 日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程 1 3 日目は、午前 1 0 時より全員協議会が開催されます。

日程 1 4 日目は、最終日とし、午前 1 1 時より議会運営委員会が開催され、本会議を午後 2 時開議、委員会に付託されました議案第 2 号について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、予算特別委員会に付託されました議案第 1 6 号から 2 3 号までの平成 2 2 年度予算関係 8 議案について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告の提出を、閉会中の所管事務調査の申し出、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑なる議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成 2 2 年玉村町議会第 1 回定例会の会期は、議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から 3 月 1 6 日までの 1 4 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 1 6 日までの 1 4 日間と決定いたしました。

○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第 4、閉会中における委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

筑井あけみ総務常任委員長。

〔総務常任委員長 筑井あけみ君登壇〕

総務常任委員長（筑井あけみ君） おはようございます。ちょっと朝なので、声が出てこないのです。済みません。しっかりと報告いたします。

総務常任委員長の筑井でございます。総務常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

所管事務調査が終了しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。第 1 日目としまして、平成 2 2 年 2 月 9 日火曜日に、静岡県沼津市にあります株式会社ヴィクトリー沼津工場を視察してまいりました。調査項目、廃棄物の自動炭化装置について。出席委員、随行者、対応者、説明者は書面のとおりとなっております。

調査経過について。廃棄物の自動炭化装置について、各自治体におけるごみ処理方法については、可燃物に関してはほとんどが焼却処理を行っております。近年、地球温暖化防止が世界的に叫ばれており、1 9 9 7 年 1 2 月には地球温暖化防止京都会議が開催され、京都議定書が発行されたこともご承知のとおりだと思います。これに対し、日本も温室効果ガスの削減を図らなければなりません。こ

こに来まして、国では25%を削減するというような声も現状に聞こえてきているような状態でございます。国は、廃棄物の処理に関して焼却方法と熱分解処理方法を認めております。これは平成18年になります。

自動炭化装置、廃棄物を低温により炭化させ残渣を純度約85%前後の炭素にするというような仕組みでございます。工場のほうに視察にまいりまして、この自動炭化装置というものがどのようなものかというのを現場において十分に視察をしてまいりました。実証実験をしているところでありましたので、この流れ、最後までどんな形で処理されたものが出てくるかという現物を調査することができ、成果が出たと思っております。

続きまして、2日目でございます。視察地は静岡県沼津市でございます。日時、2月10日水曜日です。調査項目、地域におけるごみ分別収集についてでございます。出席委員、随行者、対応者、説明者は書面のとおりとなっております。

調査経過につきましては、この沼津市というのはごみの分別収集として全国的にも先進地であり、聞きますところにはテレビでも紹介され、各県からの視察も大変多いというような地域であります。人口約20万8,790人、世帯数8万6,292世帯というような市におきまして、昭和47年に定期収集を開始し、50年には沼津方式という3分別をスタートさせております。また、平成14年には高齢者や障害者世帯に対する粗大ごみ戸別収集の取り組みも実施し、現在に至っております。最近としては、地域で分別収集を管理しておりますが、持ち去りが多くなったため、平成19年に資源化物を持ち去る行為を禁止する条例を制定し、罰則を定めるなどの対策を図っているとのことでございます。当然ながら、ごみ減量化、資源化啓発事業の展開にも大変きめ細かく工夫がされている状態が、視察において成果を出してまいりました。

主な事業と申しますのは、フリーマーケットフェスティバル開催事業、またごみ減量PR事業としましてごみ処理施設小学生の見学会、また出張ごみ教室開催、市民環境大学でごみ講座というような事業を行っているとのことでございます。また、簡易包装推進事業といたしまして、商業、商店の協力を得まして、包装の簡易化の事業を推進しているとのことでございます。その他とし、ごみ減量の標語、ポスターを幅広く募集し、子供たちからも関心の持てるような標語が施設先にも見られておりました。

考察と申します。廃棄物の処理は、各自治体においても生活現場の不可欠な整備であり、苦慮しているのが実態であります。自動炭化装置を視察し、システムの概要と現況が理解されました。また、沼津市のごみ収集現場での分別方法、種別方法を見ると、家庭ごみ、事業系ごみの収集体制、分別、排出方法、処理の体制が確立されており、市民一人一人に認識、理解されているようであります。

当町においても、クリーンセンターの耐用年数が迫る中、ごみ対策の対応とともに早急に取り組むべき喫緊の課題として、これらの対応が求められます。

以上で委員会の調査報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

島田榮一経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 島田榮一君登壇〕

経済建設常任委員長（島田榮一君） 経済建設常任委員長の島田榮一でございます。経済建設常任委員会所管事務調査を報告いたします。

本件につきましては、関越自動車道と東毛広域幹線道路の交差点にできるスマートインターチェンジは、平成23年度末までに完成が予定されております。運用開始に合わせた周辺開発の課題について、次のとおり調査を実施いたしました。

まず、視察地であります、農産物直売所ぼんぼこ、これは館林市であります。それから、道の駅思川、これは栃木県小山市であります。それから、同じく道の駅みかも、これも栃木県下都賀郡藤岡町でございます。以上、3点を視察してまいりました。

視察日時は、平成22年2月12日金曜日でありました。調査事項につきましては、農産物直売所及び道の駅の概要についてでございます。出席委員は、私委員長をはじめ経済建設常任委員全員と宇津木議長、それから随行者として経済産業課の高井課長、それから農政係長の大井係長、それから議会事務局からは議事調査係長の石関係長が随行者に加わって行ってまいりました。

調査経過でございますが、農産物直売所ぼんぼこであります、これが午前10時半から11時半までというようなことで、説明者はJA邑楽館林農産物直売所ぼんぼこの店長、小川賢一氏であります。事業の概要であります、事業主体、これはJA邑楽館林が経営しております。供用開始が平成20年11月2日でございます。建設費が約2億円、建築面積が992平米、用地費が約3億円、敷地面積が9,995平米、約1町歩でございます。それから、年間売上高が約5億円でございます。

次に、従業員であります、正職員3名とパート13名であります。それから、品目数であります、約60から80種類でありました。

次に、道の駅思川でございます。午後1時半から2時半までの1時間あります。説明者は、株式会社小山ブランド思川専務取締役支配人、高山正勝氏でございます。

それから、事業の概要であります、事業主体は第三セクター、株式会社小山ブランド思川であります。供用開始が平成18年4月29日であります。建築面積1,982.85平米、敷地面積1万204.78平米、建設費、用地代を含めて約15億円あります。

なお、同一建物の中に直売コーナー、物産コーナー、加工品コーナー、情報発信コーナー、レストラン、コミュニティー施設があり、各種研修会、展示会等が開催できるように整備されております。また、将来的には農村公園等も計画されているようであります。年間売上高が約10億円あります。

次に、道の駅みかもであります。午後3時から4時までの1時間あります。説明者は、道の駅みかも、主幹、篠崎邦雄氏でありました。事業の概要であります、事業主体は、これは栃木県藤岡町

が経営しております。供用開始が平成18年4月21日であります。敷地面積が約2万8,000平米、総事業費が13億円、建築面積が1,281.37平米、これは1として農産物直売室、2として物産館、3として農産物加工販売室、4として地域食材供給室のほか、道路休憩施設として、これは国交省で施設整備してありますが、トイレと情報発信施設がありました。年間売上高は2億5,000万円ということであります。

次に、考察であります。今回視察した直売所及び道の駅につきましては、3カ所それぞれに特色があり、大変参考になる有意義な視察でありました。高崎・玉村スマートインターチェンジが2年後に完成し、その3年後に東毛広域幹線道路の高崎・玉村・伊勢崎間が開通しますと、玉村町の交通事情は一変いたします。国道354号線の渋滞は解消し、玉村町の利便性はさらに向上するものと期待されることから、スマートインターチェンジ周辺の開発を企画する意図は、十分理解できることとあります。しかしながら、今回の視察で調査した結果、相当厳しいものがあり、各施設において経営に取り組む姿勢にかなりの温度差があるように見受けられました。また、玉村町の農業の現実を見たときに、余りにも品数に乏しく、品ぞろえするのは大変だと思われるところであります。今後商工会、JA等の協議を重ねながら、よりよい方向を見出すことを切望するところであります。

以上で委員会の調査報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

○日程第5 町長施政方針

議長（宇津木治宣君） 日程第5、町長施政方針について町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。花粉症が入っていますので、聞きづらい点があると思いますけれども、ご容赦していただきたいと思っております。

施政方針を述べる前に、本日表彰されました石川議員さんにおかれましては、大変おめでとうございますというのか、ご苦労さまでございました。4年間議長として、この重責を果たしていただきました。大変玉村町が変化をする時期で、混乱をした時期でもございましたけれども、議長として本当に誠心誠意、町民のため、町のために取り組んでいただいたと、私も大変感謝をしております。今後ともますますのご活躍をご祈念申し上げます。

それでは、22年度町長の施政方針を述べさせていただきます。

本日、平成22年玉村町議会第1回定例会の開催に当たり、平成22年度予算をはじめ、その他諸議案の説明に先立ち、私の町政運営に対する姿勢と所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご

理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

4年に1度の平和の祭典、バンクーバー冬季オリンピックは、3月1日をもって終了いたしました。日本は銀3個、銅2個のメダルを獲得いたしました。

女子フィギュアスケートの、キムヨナ選手と浅田真央選手の対決は世界じゅうの注目を集めたものと思います。

オリンピックでなければできない感動でございました。2人ともこの世界の中では、アジアの誇りであると思います。

私は、オリンピックは、メダルの数を競うだけでなく、原点に戻り、クーベルタン男爵の言葉であります「参加することに意義がある」ということをもう一度考える必要があると思います。

なぜかと申しますと、平和なときこそたくさんの国々が参加でき、世界じゅうの若者が交わることができるからであります。

今回の世界不況を顧みましても、一つの国だけでは、経済を動かすことはできません。グローバルな社会であり、また、グローバルな経済であるからであります。

これからの世界は、各国、各地域、これはヨーロッパ、アジア、アメリカ、アフリカなどでございます。各地域がそれぞれの特色を出し、環境を考えた産業を発展させることであります。

そして、お互いに支え合い、経済の回復と地球温暖化防止対策に取り組まなければなりません。もはやこの地球は、もちこたえられないと思います。

一昨年の世界金融危機に端を発した大不況は、景気の底を打ちやや持ち直していると言われておりますが、まだまだ、地域経済は極めて深刻な状況にあり、町民生活にも深刻な影響が及んでいる状況であります。

そこで、町の不況対策への取り組みとして引き続き不況対策室を設置し、経営サポート資金の活用、住宅支援、臨時職員の採用を通じた緊急雇用対策や、商工会によるプレミアム付商品券の発行など町民の生活の安心を確保するための対策を平成22年度も継続して取り組んでまいります。

平成22年度は、第5次総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画の策定年度となり、今後の玉村町の方向を定める大切な年度となります。

私は住んでよかった町「玉村町」になるように、町民の皆様と対話をし、この玉村町を今まで以上に愛していただけるようにするとともに、豊かな地域社会を目指し、緑豊かな自然環境と歴史と文化の薫り漂う、玉村町の発展に向け、誠心誠意取り組んでまいり所存であります。町民の皆さんとの対話を密にし、全力を挙げて町政を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、平成22年度予算の概要について、ご説明申し上げます。

予算編成に当たり、その指針となる国においては、景気の持ち直しを図るため、平成21年度第2次補正予算では、「緊急経済対策」を行うとともに、平成22年度、地方交付税は1兆1,000億円

増額と、臨時財政対策債も2兆6,000億円増額となっています。

このような状況の中、当町の平成22年度一般会計予算は経済の状況悪化に伴い町税の減収など厳しい財政状況ではありますが、豊かな地域社会を目指した玉村町の予算編成をすることができたと考えております。

まず歳出でございます。

玉村中学校建設事業では、町単独事業として旧体育館・プールの解体を行いテニスコート・ソフトボール場・外構工事に7,563万円。南中学校では、テニスコート拡張事業に5,658万円、道路建設事業を中心とした土木公共事業費では6億9,288万円、福祉医療では中学校卒業までを対象とした医療費無料化に3億488万円、妊婦検診費助成は14回まで無料化とし3,083万円、子ども手当支給事業8億4,750万円の事業を盛り込みました。しかし、大型事業が平成21年度でほぼ完了したことにより、平成22年度は総額では前年度対比2.6%減となる99億1,500万円の予算編成となりました。

また、性質別の内訳につきましては、義務的経費が47%であり昨年度より7.9ポイント増加し、投資的経費は11.3%で7.3ポイント下降しました。当町の財政事情につきましても年々厳しさを増している状況ではございますが、限られた財源の中で町民の満足度を高めるために、行財政改革を進めるとともに事業の必要性・事業効果を検討し、緊急度・優先度に基づく事業の厳しい選択を行い、町民サービスが後退することのないよう努力してまいります。

次に、歳入について申し上げますと、個人町民税につきましては、景気の悪化により個人所得が減少し4.8%減の見込みとなりました。法人町民税につきましても景気の悪化により23.4%減となっております。また、固定資産税も2.6%の減となっており、このような厳しい経済情勢の中でも、町税全体では、4.6%減の44億1,655万円を計上することができました。

次に、地方交付税について、国の地方財政計画では6.8%の増であり、当町でも先ほど説明しました町税の減収により、自主財源が大幅に減少したため、前年度対比14%増の10億6,000万円を見込みました。

国庫支出金は、玉村中学校建設事業などの大型な補助事業がほぼ完了しましたが、子ども手当の創設により74.1%増の11億6,400万円、県支出金は、老人福祉施設等開設準備経費補助金、福祉医療費補助金及び緊急雇用創出事業補助金などにより、前年度対比17.7%増の6億4,145万円であります。

基金繰入金では、「財政調整基金」4億5,000万円を取り崩し平成22年度末現在高は19億円程度になると予測しております。

また、ふるさとまつり等に充当するため「ふるさと創生基金」から1,400万円、都市計画事業等に充当するため「都市計画事業基金」から5,000万円を取り崩して、財源の確保を図ってまいります。

町債においては、交付税の一部振りかえによる「臨時財政対策債」が7億円、「防災対策事業債」1億1,580万円を予定し、町債発行額全体では、前年度対比34.7%減の8億1,580万円を計上しました。その結果、一般会計の平成22年度末地方債現在高は93億9,000万円程度となり、21年度末に比べて4,000万円程度の減額となる見込みでございます。

また、歳入の性質別内訳につきましては、町税が前年度対比4.6%の減となったため、自主財源比率は昨年度を3.2ポイント下回り57.2%となりました。その反面、地方交付税は14%の増となり、依存財源比率は昨年度を3.2ポイント上昇し42.8%となりました。

次に、歳出であります、平成22年度の主な施策について、特別会計、企業会計も含めてご説明を申し上げます。

町民生活やまちづくりへのニーズは、多様化し高度化してきております。そして、玉村町がこれから直面する人口減少、少子高齢化という大きな変化に対処するには、細やかな行政の配慮と行政手腕が必要であり、現在の経済情勢の中では、「やらなければならないこと」はもとより、「できること」をしっかりと判別して進めていかなければならないと考えております。

このような状況をしっかりと見きわめ、協働のまちづくりを推進し、これからの行政サービスのあり方を、町民とともに考え、取り組んでいく必要があります。

こうした諸課題への積極的な取り組みにつきましては、継続事業の早期完成と新規事業の厳選を基本とし、計画的に事業を展開するため、「健康とスポーツのまちづくり」、「子どもからお年寄りに温かい福祉のまちづくり」、「経済対策による活力あるまちづくり」、「あんしん安全なまちづくり」、「町民一人ひとりが主役の協働のまちづくり」を中心として、町民生活に密接に関連した諸施策や事業について、予算に反映させたところであります。

それでは、初めに、「健康とスポーツのまちづくり」からご説明申し上げます。

疾病の早期発見、早期治療を行うため、各種検診事業や健康教室、健康相談、訪問指導等を積極的に実施し、町民の主体的な健康づくりへの支援などにより、健康的な生活習慣の定着を促すとともに、生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を整え、健康増進の機会を広げてまいります。

さらに、健康増進の一環として、町民が生涯にわたり健康で活力に満ちあふれた人生を送ることができるよう、「町民1人1スポーツ」を目標に、生涯スポーツの普及、スポーツ・レクリエーション活動の充実に努めてまいります。平成20年度に町内の歩きたくなる道を選んでウォーキングコースを設定し案内板を設置しました。平成22年度にもウォーキング講習会の開催を計画しております。

また、お年寄りに元気になっていただくために、各地区での筋力トレーニングの指導や、五料地区の河川敷のグラウンドゴルフ場整備は、地域の皆さんには大変お待たせしておりますが、平成21年度に引き続き工事を行い完成させます。

スポーツにつきましては、体育指導員、体育協会により各種事業が開催されております。町でも町民スポーツ教室を開催し、町民のスポーツに接する機会を提供し、継続的にスポーツを行うための動

機づけのきっかけができ、町民1人1スポーツの実践、町民の健康、体力の維持増進が図られることを目指していきます。

国民健康保険特別会計につきましては、前年度対比3.9%増の30億587万円となっております。

景気の低迷により、少しずつ国民健康保険加入者が増加傾向にあります。また、この不況により、国保税の収納率が下がり、財政調整基金も底をついてきている状態です。このような時期に、新型インフルエンザが発生したこともあり、一般被保険者に対する医療費が10%以上の伸びを示しております。それだけでなく、高度な医療技術や医療器具の進歩に伴い、高額な医療費が年々増加している状況にあります。そのほか、医療費増加の要因の一つとして、メタボリックシンドロームがあります。このような状態になる前に特定健康診査を実施し、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を抽出することにより、特定保健指導を行い内臓脂肪型肥満に起因する疾病の進展や重症化を予防することで、医療費の抑制に向けて取り組んでおります。

しかし、財政状況は厳しくなっており、収納対策の強化を図り、税率改正も視野に入れながら、今後も引き続き、健全運営に努めます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、前年度対比1.5%減の1億9,488万円となっております。

町では保険料の徴収業務を行い、徴収した保険料は負担金として広域連合に納入します。なお、保健事業として平成21年度からは被保険者の健康保持増進を図るため日帰り人間ドックを実施しております。

引き続き、きめ細やかな対応を心がけ、被保険者の方々のご理解を得て円滑な運営に努力してまいります。

次に、「子どもからお年寄りに温かい福祉のまちづくり」であります。

社会福祉につきましては、障害者福祉計画に基づき多様化する福祉サービスに対する町民の要望に的確に対応しながら、「質の高い福祉社会の実現」を目指して各種施策を推進してまいります。

さらに、「福祉作業所たんぼぼ」の地域活動支援センターにおいて、就労支援の強化により、福祉の拠点づくりを一層促進し、障害者の社会的自立をより一層支援してまいります。

福祉タクシー利用者助成事業では、重度身体障害者が外出の機会がふえるように、タクシー利用をした場合の利用料金の一部を補助する事業ですが、平成22年度より、身体障害者2級以上、精神障害者手帳1級まで対象者を広げます。

少子化対策といたしましては、安心して子供を育てられるよう「妊婦検診助成事業」を14回まで助成し、妊婦の経済的負担を軽減していきます。また、「このとり助成事業」では、不妊治療に対する助成を年間最高で10万円で5回までの不妊治療費補助を行い、経済的負担の軽減や訪問指導による悩みや不安の解消等を支援してまいります。

ファミリーサポートセンターにつきましては、平成22年度に子育て支援センター内に開設し、子

育てを手助けしてほしい人、手助けができる人が会員登録を行い助け合う制度です。このファミリーサポートセンターの開設により、働くお父さん、お母さんの仕事と子育ての両立を支援していきます。

子供たちが楽しく、保護者が安心して預けられる施設整備の充実を図るため、平成21年度には第3保育所を建設し、22年度から一時保育を開始します。今後も、子供を育てながら安心して働ける社会環境づくりを整えるよう努めてまいります。

母子家庭及び交通遺児就学給付金支給事業につきましては、母子家庭及び交通遺児の福祉増進を図るため、子供が進級、進学時に町から就学給付金を支給いたします。

福祉医療では、中学校卒業までの医療費無料化を平成21年10月から実施しております。

子ども手当につきましては、平成22年4月から、今までの児童手当から変更され、新たに国が創設した制度であります。内容としては、4月から中学校卒業までの子供に対し月額1万3,000円を支給するものであります。最初の支給は6月となっております。なお、6月に支給されるのは、平成22年2月・3月の児童手当2カ月分と、4月・5月の子ども手当2カ月分を合算したものが支払いとなります。

シルバー人材センター管理運営事業では、就業を通じて、高齢者の社会参加と生きがいを高揚するため働く場の提供ができるよう、社会福祉協議会に運営を委託しております。今年度からは、町としてもこの人材センターに仕事を依頼していく方向であります。

介護保険特別会計につきましては、前年度対比12.8%増の15億743万円となっております。

当町の介護保険特別会計は、要介護、要支援者の増加に伴い年々増加を続けておりますが、本年度は、特別養護老人ホームが50床、短期入所生活介護10床が新たに開設することにより施設介護サービス給付費が伸びました。

本年度は第4期介護保険事業の2年目に当たり事業も本格化し、施設の整備もある程度整いますので給付費の大幅な伸びも予想されますが、ますます増加する介護給付費の適正化に努め、より信頼と安心のおける制度となるよう努力してまいります。

介護予防サービス事業特別会計につきましては、前年度対比4.5%増の1,253万円です。

平成18年4月に設置された玉村町地域包括支援センターでは、介護予防支援事業者として事業所指定を受け、保健師等が中心となって要支援1・2の認定者に対する予防給付プランを毎月作成しています。平成22年度も、月平均168件の予防給付プランの作成を見込んでおり、一部を指定居宅介護支援事業所に委託する予定であります。

適切な介護予防サービス提供により、要支援認定者の状態の維持・改善を図り、住みなれた地域で生き生きとした生活ができるよう、これからも自立支援に努めていきます。

次に、「経済対策による活力あるまちづくり」であります。

まず、町では、不況対策への取り組みとして平成20年度から、中小企業等の経営安定のための経

営サポート資金保証料補助を行いました。また、勤労者センター内には引き続き不況対策室を設置し、経営サポート資金の活用、町営住宅等を活用した住宅支援や、臨時職員の採用を通じた緊急雇用対策、商工会によるプレミアム付商品券の発行などの生活の安心を確保するための対策を、平成22年度も継続して取り組んでまいります。

また、小口資金補助事業や制度融資利子補給などの従前からの制度も有効に利用し、中小企業等の支援をしてまいります。

プレミアム付商品券発行事業につきましては、昨年2割のプレミアムをつけた商品券を商工会により発行しましたが、22年度も続けてプレミアム付商品券を発行し、商業の活性化と、町民の生活の安定を確保してまいります。

農業支援のための事業では、飼料用稲機械化整備事業を導入し、国の新制度である米の戸別所得補償モデルに対応し、生産に取り組むための機械導入の支援を行うとともに、畜産環境確立事業につきましても循環農業に取り組むために、耕種農家と畜産農家の連携を図るための機械導入を支援してまいります。

生活しやすい社会基盤の整備では、快適な町民生活の基盤となるものであり、町道をはじめとする生活関連社会資本の整備を継続的に取り組んでまいりたいと考えております。町民生活や経済活動に欠かせない道路につきましては、将来を見据えた町発展のため、計画的な整備が必要であると考えておりますので、本年度も引き続き、国庫補助金や県補助金を活用した道路網の整備をより一層促進いたします。

斉田・上之手線につきましては、町の中心市街地を抜けて広域幹線道路へと南北を結ぶ重要な道路として期待される路線であるため、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

町道217号線道路改良工事は交通安全対策と雨水対策を一体化した道路整備事業でありまして、町の重要課題と言える鯉沢の公共下水道としての雨水対策、これは鯉沢が雨が降りますと水があふれますので、この水を滝川に流す工事でございます。及び交通安全対策としての通学路整備の早期完成を目指してまいります。ここは、中央小と南中の通学路でございますので、大変交通が激しいところに児童が通っているということで、いち早くここに通学路をつくるということで工事を進めてまいります。

さらに、板井地区では「まちづくり事業」として、「板井まちなかメインルート」・「古川ふれあいロード」・「県道アクセスルート」・「板井まちかど公園」を総合的に整備して、生活しやすい社会基盤の整備を行います。

また、(仮称)高崎・玉村スマートインターチェンジの平成23年度運用開始に合わせ、東毛広域幹線道路も開通が予定されているため、アクセス町道の整備を進めます。

次に、「あんしん安全なまちづくり」でございます。

地域の防犯対策では、各行政区の要望により新設及び老朽化した防犯灯の交換等を積極的に行い、

「明るいまちづくり」を推進していきます。また、町内主要箇所のパトロールを実施し、地域の防犯意識の高揚に努め、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

保育所、児童館では、平成21年度より緊急雇用創出事業で開始した警備を夕暮れの時間が早くなる10月から翌年3月まで実施し、子供の帰宅時の安全を確保するとともに、緊急雇用対策事業の一環として22年度も継続して実施をいたします。

子供たちが、安心して安全に通学し学校生活を送れるよう、通学時には交通指導員が街頭指導を行うとともに、交通安全教室の開催をしております。地域における犯罪の抑止や青少年の問題行動の未然防止を目的に、「あんしん安全なまちづくりパトロール」などの事業を実施するとともに、小・中学校の全児童生徒の保護者を対象に緊急連絡網システムを導入し、学校から家庭への連絡が密にとれるようになりました。子供たちが安全な学校生活を送れるよう今後も全力で支援をしていくつもりでございます。

交通安全施設設置事業として、ガードレール、カーブミラー設置・補修、区画線、交差点道路標示などを、各区の要望、警察等の要請により随時設置して、地域の交通安全を図り交通事故の撲滅に向け努力をしていきます。

消費生活センターの開設は、近年、はがきや電話での身に覚えのない架空請求が届いたり、高齢者をねらったりフォームなどを行い多額の請求書が届いたり、支払いをさせられてしまうケースがあります。これらを未然に防ぐために、対処方法などの相談を行える場所を勤労者センター内に設置いたします。

次に、消防・防災対策についてであります。町民の生命・財産を守るため、災害や危機に対する備えを着実にいき、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

消防では、火災現場で迅速な消火活動を行うために、老朽化が進んでいる防火水槽、消火栓の改修、新設を順次行い、消防防災設備の充実を図り、町民が安心して暮らせるよう努めてまいります。

地域の防火・防災の担い手である消防団につきましては、後継者不足が深刻化していることから、引き続き役場職員も地域社会の一員として、積極的に地域活動に参加をさせます。そして、消防団のより一層の活性化を図るとともに、女性防火クラブ等の育成強化にも努め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

平成22年度には、消防署庁舎に会議室を増築し、消防団、防火クラブの会議等の開催の場所と、玉村消防署においては、防火、消火活動のほかに救急救命として大切な、救命応急手当て、AED講習会などを開催できる場所を確保し、町の防災拠点としてまいります。

消防ポンプ車の更新については、9分団車両が平成2年に配備をして20年が経過しますのと、この地区が上陽地区であるということで、水槽つき小型ポンプ車に更新を行います。

地域自主防災組織の全行政区での立ち上げを目標に今後も積極的に進め、災害時の対応や、災害ボランティア活動など迅速な対応がとれるような体制を整えたいと考えております。

平成19年度から各小学校区で順次実施しております防災訓練を平成22年度も実施し災害時の対応を行政と、住民とともに確認をしていきたいと考えております。

防災行政無線整備事業では、平成21年度に実施設計を行い、平成22年度に移動系無線を導入することにより、非常時の情報伝達を速やかに行い、災害等に迅速に対処できるように整備します。

次に、「町民一人ひとりが主役の協働のまちづくり」でございます。

玉村町では、町民一人一人が、まちづくりに主体的にかかわっていく中で、「参加と協働によるまちづくり」を目指すため、総合窓口として協働推進センターをふるハートホール内に設置いたします。

協働推進センターは、ボランティア団体や個人が気軽に立ち寄り、情報の発信、収集、交換並びにお互いの連携を支援する総合窓口及び活動拠点として活用していただきたいと考えております。

ボランティア活動は、奉仕活動としてだけでなく、ボランティアに取り組むことで自己成長の可能性が高められるなど、人生を充実する活動の一つでもあるとともに、町民と行政が協働して、「福祉・子育て支援・教育」等、町政全般にかかわっていただくものであります。

また、地域における公園整備につきましては、板井・根石公園、五料公園、福島ポケットパークの整備を引き続き行うとともに、官民協働管理事業により地元が日常管理を行っている公園が、平成21年度では6団体、15公園あります。今後も、このような管理を行う公園をふやし、官民協働管理事業の推進を図ってまいります。

また、農地・水・環境保全向上対策事業では農業者だけでなく、地域住民等が参加する活動組織により環境保全を地域活動とし、地域で互いに交流し、支え合いながら、生き生きと暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

花火大会、ふるさとまつり、町民体育祭、産業祭のイベントにつきましては、毎年多くの町民でにぎわっております。引き続きこれらイベントを通して、玉村町民が一体となることにより、町の活性化を図ってまいります。今後も玉村町の宣伝とまちおこしに積極的な取り組みをしていきたいと思っております。

続きまして、さきに述べた主要施策のほかに取り組むべき項目として、

まず、環境対策につきましては、地球温暖化防止に向けて、自然環境を維持することは地球規模での課題であり、町民一人一人及び行政の環境問題に対する積極的な行動が求められております。

町では、太陽光発電システム設置整備助成事業を創設し、個人住宅への太陽光発電設備設置に対し1キロワット当たり3万円の補助を行います。また、同時にエコキュートを設置した個人住宅には1キロワット当たり2万円を上乗せの補助を行います。

役場内では、エコアクション21に取り組むことで、職員全体の意識改革を進めるとともに、事業全般の省エネルギー化についても積極的に取り組んでまいります。

町では、平成22年度に、環境基本計画を策定し、町民、事業者、行政が一体となり、今後における環境への取り組みの推進を図り、今ある美しい自然を次の世代に引き継いでいただくため、環境保

全と環境美化の促進に努めてまいります。

次に、「教育」につきましては、子供たちが、自ら学び、自ら考える確かな学力や、他人を思いやる心を身につけ、心豊かで、心身ともに健全な子供の育成を図ることが重要であると考えております。

そのため、一人一人に対応した、きめ細やかな指導の充実を図るため、「少人数指導たまむらプラン」を引き続き実施してまいります。また、国際化への対応として、中学生のみならず、小学生も対象に英語指導助手を配置し、生きた英語を身近に接することにより、英語力の向上及び国際化を身につける教育の充実を図ってまいります。町内各学校に在籍する外国人児童生徒の指導を充実させるため、「外国人子女教育支援事業」を実施し、子供たちや保護者との相互理解を図っていきたいと考えております。

学校教育施設の環境整備の充実につきましては、芝根小学校のオープンスペースのある教室を授業がしやすいように改造する工事を3年計画の最終年とし3階部分を施工してまいります。上陽小学校では、校舎並びに体育館の耐震化と大規模改修工事を21年度繰り越し事業により施工し、22年度中には完了いたします。

玉村中学校では、旧体育館・プールの解体を行い、ソフトボール場、テニスコートの整備を行います。南中学校では、学校東側にテニスコートの整備を行います。

また、いじめや不登校など、児童生徒の心の悩みに対応するため、適応指導教室におけるカウンセリングの充実を図るとともに、児童生徒のみならず、保護者に対する教育相談体制の拡充にも努め、心のケアに万全を期してまいります。

次に、多くの国々の文化や社会に触れるとともに、価値観を尊重し合うことによって相互理解を深めるため、国際交流事業を充実するよう努めてまいります。

まず、「国際性豊かな優れた人材の育成」を目指し、引き続き中学生海外派遣を行うとともに、さらなる交流を深めるため、エレンズバーグ市から中学生海外派遣でお世話になっているホストファミリー・ボランティアの方々の招致を行ってまいります。また、ボランティアによる日本語教室を中心に、語学の習得を通じた触れ合いなど、在住外国人の方々との「国際交流の足場づくり」のために必要な活動を、支援してまいります。

次に、学校給食では、栄養のバランスに配慮した食事を提供するために、地産地消を取り入れた良質な素材と調理の安全に努め、献立内容をさらに充実させ、子供たちが喜んで、楽しく食べられる給食づくりに取り組んでまいります。また、今後も環境に優しく、おいしい低温殺菌瓶牛乳を玉村町の子供たちに飲ませていきたいと考えております。

食育推進事業では、21年度から町単独事業として全庁的に取り組むため関係各課による食育推進委員会を設置し、地域の食育に関する人材や給食センター、学校栄養士、食生活改善推進員等が協力し授業や活動を実践し、子供たちや保護者の食生活意識の改善を図ってまいります。

22年度には、食育推進計画の策定を行い町全体に周知をしたいと考えております。

社会教育では、町民だれもが、生涯を通して生きがいを持って生活できる人づくり、仲間づくりを目指して、町民の自発的な学習意欲と積極的な参加意識を育てるため、町民各種教室をはじめ、高齢者教室など幅広く開催してまいります。

芸術文化の振興につきましては、文化センターを活用して、町民が多彩な芸術と文化に親しむ機会を積極的に提供するとともに、芸術文化に対する町民意識の高揚に努めてまいります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、12億1,021万円で、前年度対比6.8%の増となっております。

主な事業として、公共下水道事業では、板井地区、福島地区の管渠築造工事を実施し、特定環境保全公共下水道事業では、斉田地区、角淵地区の管渠築造工事を実施いたします。

また、雨水対策事業では、蛭堀改修工事及び斉田・上之手線、町道217号線への管渠新設整備を図ってまいります。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料の適正化や徹底した経費の節減などを実施し、経営の健全化を図ってまいります。

次に、水道事業会計につきましては、7億8,506万円で、前年度対比1.1%の増となっております。

水道事業は、平成15年7月より県央第二水道の受水を開始していますが、現在では、町全体給水量の約16%を受水しております。今後とも水資源の確保、地盤沈下の防止、緊急災害時や不慮の事故等に対処するため、地下水とあわせて県央第二水道から受水し、効果的に利用したいと考えております。

平成22年度は、老朽管の更新など管網整備工事を積極的に進めます。今後も引き続き、経費の節減と効率的な業務を行い健全な経営を図り、水道事業の使命である安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

以上のとおり、平成22年度の町政運営にかんがみ、私の所信と予算の概要及び主要事業について申し上げます。町民の負託にこたえるべく、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、平成22年度の施政方針といたします。

最後になりますが、先日の私の父の告別式に際しまして、議員各位をはじめたくさんの皆さんにご参列していただきましたことを、この場をかりまして厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 以上で町長の施政方針の報告を終了いたします。

なお、施政方針に対する質問の通告をされた議員には、質問の要旨を必ず午前9時までに議長に提出してください。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。 10時35分に再開いたします。

午前10時17分休憩

午前10時35分再開

議長（宇津木治宣君） 会議を再開いたします。

○日程第6 議案第2号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

議長（宇津木治宣君） 日程第6、議案第2号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第2号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例案について説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、国の同意を受けた企業立地重点促進区域において工場立地法の特例措置として国の定める基準の範囲内で工場または事業所の緑地面積率及び環境施設面積率を定めるため、条例を制定しようとするものです。

よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第2号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、

審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

-
- 日程第 7 議案第 3号 玉村町職員定数条例の一部改正について
 - 日程第 8 議案第 4号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
 - 日程第 9 議案第 5号 玉村町職員の給与に関する条例及び玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第 6号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第 7号 玉村町B & G海洋センター条例等の一部改正について
 - 日程第12 議案第 8号 玉村町農業共済条例を廃止する条例の制定について
 - 日程第13 議案第 9号 平成21年度玉村町一般会計補正予算（第8号）
 - 日程第14 議案第10号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第15 議案第11号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第16 議案第12号 平成21年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第17 議案第13号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第18 議案第14号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
 - 日程第19 議案第15号 町道路線の認定について
 - 日程第20 議案第24号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
 - 日程第21 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
 - 日程第22 議案第26号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
 - 日程第23 議案第27号 玉村町農業共済事業の廃止に伴う財産処分について
 - 日程第24 同意第 1号 玉村町公平委員会委員の選任について

議長（宇津木治宣君） 日程第7、議案第3号 玉村町職員定数条例の一部改正についてから日程第24、同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任についての18議案を一括議題としたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第3号から日程第24、同意第1号の18議案を一括議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第3号 玉村町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、職員の退職及び新規採用に伴い職員定数を変更するものでございます。

現時点での平成21年度の退職予定者は、県派遣職員を含め14名であります。また、平成22年度の新規採用職員は、県派遣職員を含めまして8名を予定しており、全職員数といたしましては6名の減となるものであります。

議案第4号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。本案につきましては、消費生活相談員の報酬を新たに月額16万6,800円として設定するものでございます。

消費生活相談員は、職の性質や勤務形態等を考慮いたしますと、地方公務員法第3条3項3号による非常勤の特別職として任用することが適切であり、その労働の対価として報酬で支給していきたいと思しますので、4月1日の消費生活センターの開設に合わせ、本条例におきまして報酬の設定をさせていただきます。

議案第5号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、労働基準法の改正に基づき、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、時間外勤務代休時間を新設するものでございます。

労働基準法の改正では、労働者の長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和がとれた社会を実現するため、1カ月について60時間を超えて時間外労働をさせた場合、その超えた時間の労働について、法定割増し賃金率を現行の2割5分以上の率から5割以上の率に引き上げました。また、引き上げる割増し賃金のかわりに有給の休暇を付与する制度についても設けることとされています。

これらの法改正を受け、玉村町におきましては1カ月に60時間を超えた時間外勤務の支給割合を引き上げるとともに、引き上げ部分にかわる時間外勤務代休時間を新設するものでございます。

議案第6号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、厚生労働省の通達により玉村町国民健康保険税条例の一部改正をさせていただきます。

ます。改正の概要といたしましては、社会保険など被用者保険の本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被扶養者であった者で国民健康保険被保険者となった者にかかる保険料については、資格取得から2年間に限り減免措置を講じていたものを当分の間継続することとなりました。

このことにより、玉村町国民健康保険税条例で制限していた、この括弧内ということでございますけれども、括弧内を申し上げます。資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限るというのが、これ括弧内でございますして、括弧内を削除させていただくものでございます。

議案第7号 玉村町B & G海洋センター条例等の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、玉村町B & G海洋センター条例、玉村町老人福祉センター条例及び玉村町障害者福祉施設条例につきまして、一括して条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、3条例とも施設の管理につきましては指定管理者に行わせると規定されておりまして、仮に指定管理者が不在になる期間が生じた場合、町長自らが管理することができない規定となっております。そのため、指定管理者を指定できない場合や指定の取り消しなどの場合に、町長自ら管理できる旨の規定を附則に加えるものでございます。また、関連して指定管理者が不在の期間における使用料について、町長自らが徴収することができる旨の規定等についても附則に加えるものでございます。

この3施設の管理運営につきましては、指定管理者による管理を前提としており、指定管理者が不在となる期間が生じることは想定しているものではございませんし、またあってはならないとも考えておりますが、万が一というときのために法整備だけはしておきたいというのが本一部改正の趣旨でございます。

議案第8号 玉村町農業共済条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。本案につきましては、農業共済の上部団体であります群馬県農業共済組合連合会が農業共済に関する事務の効率化と財産基盤の強化を図るため、県内14組合を統合し、特定組合「群馬県農業共済組合」として平成22年4月1日から発足することに伴い、玉村町農業共済条例の廃止を行うものでございます。

玉村町農業共済条例の廃止に伴いまして、玉村町報酬及び費用弁償支給条例の中の農業共済損害評価会委員、農業共済損害評価員及び農業共済事業連絡員の報酬を削除するものでございます。

また、共催期間中の麦、家畜共済及び園芸施設共済についての損害補償につきましては、従前の条例を適用するものであり、4月1日以降の事務処理につきましては新たに設立される群馬県農業共済組合で処理されるものであります。

なお、特定組合では県内に11支所を設置し、サービスの低下につながらないようにするため、当町の業務は伊勢崎支所で取り扱うこととなります。

議案第9号 平成21年度玉村町一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,446万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,708万3,000円とさせていただくとともに、

繰越明許費の追加及び地方債の変更をさせていただくものでございます。

まず、繰越明許費の追加であります。国の第2次補正予算による地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業として、今回の補正予算で計上を行う老人福祉センター空調設備改修、町道106号線道路改良、町道216号線道路改良、町道2632号線排水路改修、玉村中学校防球ネット増設、南中学校管理棟屋根防水工事、文化センター排煙窓整備改修の7事業をそれぞれ翌年度に繰り越すものでございます。

次に、一般事業として繰り越されるのは、総務費の基幹業務総合情報システム改修、商工費の企業誘致推進事業、土木費の斉田・上之手線の街路事業、町道102号線道路改良事業、町道224号線道路改良事業、消防費の防災行政無線整備事業の6事業を翌年度に繰り越すものでございます。

地方債につきましては、地域総合整備資金貸付事業債は、社会福祉法人グリーンハートが建設する特別養護老人ホームの事業費が確定したため、町からの貸付額が減額となりました。

次に、社会福祉施設整備事業債も第3保育所の事業費につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金を充当するため全額を減額としました。玉村中学校建設事業であります学校教育施設等整備事業債において、事業費等の確定により減額をさせていただくものでございます。これにより、本年度末の起債残高見込額は前年度末より約3億9,000万円増の96億224万円程度となります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明申し上げます。事業が確定した歳出を減額することにより、財政調整基金繰入金は2億3,000万円減額し、4億7,000万円を取り崩すことで賄うことができました。平成21年度末財政調整基金残高は、これらを勘案しますと23億7,000万円程度となる予定でございます。

まず、歳入について、法人町民税につきましては5,065万円の減額、固定資産税では4,260万円の減額を行い、町税全体では9,325万円の減額でございます。

民生費負担金では、管外保育料の確定により288万円が増額でございます。

使用料及び手数料では、戸籍証明手数料などで166万9,000円の減額となっております。

また、国、県支出金につきましては児童福祉費負担金、補助金及び社会福祉費負担金、補助金につきましては、事業費が確定したこと及び給付費等の申請が当初の予定より少なかったこと等により、減額するものであります。一方、安全・安心学校づくり交付金につきましては、玉村中学校の補助事業費の単価がアップしたことにより、補助金額が増額になったものでございます。

国庫歳入では、国の第1次補正予算により公共投資臨時交付金が交付されますが、3億79万円に額が確定しましたので、計上し、第2次補正予算ではきめ細やかな臨時交付金が6,065万1,000円交付されますので、計上し、各事業に充当を行います。

財産収入では、基金の利子の確定によるもの、並びに町有地売払収入として上福島地内ほか4カ所ほど売却を行いました。

寄附金では、昨年12月に立正佼成会様から10万円の寄附をいただきましたので、地域福祉基金

へ積み立てをいたします。次に、玉村町ライオンズクラブ様から8万510円を保育所の図書購入として受け入れ、第4保育所図書購入費として利用させていただきます。次に、ギャラリーぱる&リサイクル様から5,000円寄附をいただきましたので、教育のために育英基金へ積み立てをさせていただきます。

ふるさと寄附では、昨年12月にめぐみクリニック塚田様より100万円と、匿名の方より2万円のご寄附をいただきましたので、寄附者の指定された項目により使用させていただきます。

続いて、歳出でございますが、年度末という関係上、全体的には事業費の確定、入札による差金、並びに各種経費の節減、節約による減額補正を多く計上しております。

一方、増額の補正についてでございますが、一般経費並びに施設管理費等では一部増額補正となっております。

総務費の基金費につきましては、基金から生じる利子等を各基金に積み立てをし、寄附をいただきました10万円を地域福祉基金に、また5,000円を育英基金に基金積み立てをするための補正を行います。

次に、企画費では子ども手当支給事業が4月より申請手続等が開始されるため、業務がスムーズに行えるように準備を進めるためのシステム変更委託料535万5,000円を計上しております。

次に、民生費では福祉医療費不足分1,000万円を計上しております。心身障害者福祉費では、平成20年度国県支出金の精算により1,354万5,000円の計上をしております。

児童福祉費では、寄附金を財源として第4保育所の図書購入費を計上いたしました。第3保育所建設事業も工事完了となりますので、工事費を減額させていただきます。

子育て応援特別手当事業費として、平成21年度の支給が予定されたため9月補正により計上させていただきましたが、執行停止となったため全額を減額とさせていただきます。

商工費では、中小企業緊急支援事業補助金を3,000万円の減額でございます。

教育費の学校関係につきましては、急遽必要になった修繕費及び軽微な工事費等を計上しております。

また、学校関係の工事費では、玉村小学校体育館大規模改造事業、上陽小学校耐震補強・大規模改造事業設計委託料、玉村中学校建設事業のそれぞれ事業費の確定による減額をしました。

保健体育費では、社会体育館トレーニング室に設置しているコードレスバイク2台の購入費用をふるさと寄附を財源として計上いたしました。

次に、歳入で説明させていただきましたきめ細やかな臨時交付金では、老人福祉センター空調の整備、道路整備事業2本、排水事業1本、教育費では玉村中学校防球ネット、南中学校管理棟防水工事、文化センター排煙窓改修整備事業を実施いたします。

また、地域活性化・公共投資臨時交付金では、起債対象事業への充当と限定されているため、第3保育所建設事業、玉村小学校体育館改造事業に財源充当を行います。下水道事業には繰り出しを行い、

下水道特別会計で事業への充当を行います。

以上、一般会計補正予算の主なものの説明をさせていただき、提案理由とさせていただきます。

議案第10号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,271万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億13万7,000円とさせていただきます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして繰越金を8,483万6,000円、変更申請により国庫支出金を3,519万3,000円、その他、繰入金等を増額し、国保税を2,000万円、共同事業交付金を1,711万8,000円、療養給付費等交付金を996万8,000円、県支出金を46万9,000円、全額確定等により減額するものでございます。

歳出の主なものとしては、一般被保険者療養給付費と高額療養費などが不足により、保険給付費を9,600万2,000円、その他基金積立金等24万5,000円増額し、高額医療費、保険財政共同安定化事業拠出金が拠出額の確定により1,637万2,000円、特定健診等事業など保健事業費として596万8,000円、総務費を119万6,000円減額するものでございます。

議案第11号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ996万8,000円の減額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,009万9,000円とさせていただきます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして保険料を585万7,000円、事務費繰入金404万3,000円を減額するものであります。

歳出の主なものとしては、広域連合事務費拠出金を前年度分広域連合事務費負担金の確定により275万4,000円、保険料納付金を国の政策による保険料のさらなる軽減拡大等で585万5,000円、保険料還付金を65万円減額するものでございます。

議案第12号 平成21年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ1,233万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億505万円と定めるものでございます。

内容といたしましては、介護サービスで居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護、居宅介護サービス計画を、介護予防サービスでは地域密着型介護予防サービス、介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修を増額し、特定入所者介護サービス費、高額サービスの増額を計上するものでございます。

議案第13号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ87万6,000円減額し、歳入歳出それぞれ1,111万6,000円と定めるもので

ございます。

まず、歳入につきましては、介護予防プラン作成件数の増加に伴う介護報酬の増額により一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、一般経費を執行状況の見込みにより減額するものでございます。

議案第14号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,517万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,125万3,000円とさせていただくものでございます。

内容については、主に国庫補助金、流域下水道負担金及び地方債の減額の補正でございます。

歳入の主なものは、前年度繰越金463万円、一般会計繰入金3,900万円、県補助金90万円を増額し、国庫補助金6,300万円、地方債は公共下水道事業債330万円、特定環境保全公共下水道事業債1,800万円、流域下水道事業債540万円を減額するものであります。

歳出の主なものとして、公共下水道維持管理費では1,129万2,000円を、特定環境保全公共下水道維持管理費では1,329万6,000円の減額で、それぞれ県央処理場維持管理負担金額等の確定によるものでございます。

公共下水道建設費では592万4,000円、特定環境保全公共下水道建設費では342万1,000円を減額するものであります。

公債費では、元金償還金132万円、利子償還金991万7,000円を減額するものです。

また、公共下水道建設費の板井地区幹線事業2,865万9,000円、福島地区幹線事業1,113万5,000円、雨水対策事業の5,225万5,000円を、特定環境保全公共下水道建設費の角淵幹線事業2,093万円、板井地区幹線事業3,150万9,000円を翌年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

議案第15号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成21年度道路台帳補正における認定にかかわるものでございます。

主な内容は、住宅団地等の開発行為により道路を整備し、所有権を玉村町に寄附及び帰属していた道路の路線認定するものでございます。今回の認定路線数は7路線、延長合計は359.11メートルとなっております。

議案第24号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。本案につきましては、組合の規約変更を別紙のとおり組合組織団体間において協議の上、定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の具体的内容といたしましては、六合村が中之条町に編入されることに伴い、組合を組織する市町村から六合村を削除するものでございます。

議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合の規約変更について別紙のとおり組合組織団体間において協議の上、定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の概要につきましては、平成22年3月28日に群馬県市町村総合事務組合の組織団体である六合村が廃され、同組合の組織団体である中之条町に編入されること、下仁田南牧医療事務組合が3月31日限りで常勤の職員にかかわる退職手当の支給事務の共同処理を取りやめること、館林邑楽農業共済事務組合が3月31日限りで解散することに伴い、組合組織団体及び共同処理事務にかかわる別表の改正を行うものでございます。

議案第26号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について説明いたします。

平成22年3月28日から群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である六合村が同広域連合の構成市町村である中之条町に編入されます。したがって、この編入に伴い同広域連合規約を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号 玉村町農業共済の財産処分についてご説明申し上げます。本案につきましては、上部団体であります群馬県農業共済組合連合会が農業共済に関する事務の効率化と財産基盤の強化を図るため、県内14組合を統合し、特定組合「群馬県農業共済組合」を発足することに伴い、事業を継承することから玉村町農業共済が平成22年3月31日現在で保有している財産を無償で譲渡するものでございます。

同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。本案につきましては、関口政純氏が本年3月31日をもって任期満了となりますので、再任をお願いいたくご提案を申し上げます。

関口氏は、平成20年4月から前任者の残任期間であります2カ年、公平委員として務めていただいております。教育長の経験を生かしながら今後も公平な審査を行っていただけたらと思っております。

以上、18議案について一括して提案説明を申し上げます。

ご審議の上、ご議決並びにご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 以上で18議案にかかわる提案説明を終了いたします。

なお、18議案に対する質疑、討論、表決は平成22年度当初予算の特別委員会への付託を行った後に行います。

-
- 日程第25 議案第16号 平成22年度玉村町一般会計予算
 - 日程第26 議案第17号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第27 議案第18号 平成22年度玉村町老人保健特別会計予算
 - 日程第28 議案第19号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第29 議案第20号 平成22年度玉村町介護保険特別会計予算

- 日程第 3 0 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度玉村町水道事業会計予算

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第 2 5、議案第 1 6 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計予算についてから日程第 3 2、議案第 2 3 号 平成 2 2 年度玉村町水道事業会計予算についての 8 議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 2 5、議案第 1 6 号から日程第 3 2、議案第 2 3 号までの 8 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成 2 2 年度玉村町一般会計予算につきましては、先ほどの平成 2 2 年度施政方針の中で詳しく述べさせていただきました。また、参考資料の中でも詳しく説明してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

平成 2 2 年度一般会計予算の総額は 9 9 億 1 , 5 0 0 万円となり、前年度対比 2 . 6 % 減となりました。金額にして 2 億 6 , 1 0 0 万円減の予算編成になりました。

歳出の主なものは、玉村中学校建設事業費では、町単独事業として旧体育館、プールの解体を行い、テニスコート 4 面、ソフトボール場、外構工事に 7 , 5 6 3 万円、南中学校テニスコート拡張事業では、テニスコート 4 面の整備費として 5 , 6 6 8 万円、道路建設事業を中心とした土木公共事業費で 6 億 9 , 2 8 8 万円、福祉医療では中学校卒業までを対象として 3 億 4 8 8 万円、妊婦検診費助成は 1 4 回までを無料化とし 3 , 0 8 3 万円、不況対策費として前年度に引き続き緊急雇用創出事業 2 , 3 9 9 万円、中小企業等緊急支援事業 2 , 0 0 0 万円、子ども手当支給事業 8 億 4 , 7 5 0 万円などの事業を盛り込みました。

また、性質別の内訳につきましては、義務的経費が 4 7 % であり、昨年度より 7 . 9 ポイント上昇し、投資的経費は 1 1 . 3 % で 7 . 3 ポイント減少しております。

財源につきましては、町税を 4 4 億 1 , 6 5 5 万円で前年度対比 4 . 6 % の減となったため、自主財源比率は昨年度を 3 . 2 ポイント下回り、5 7 . 2 % となりました。反面、地方交付税は 1 億 3 , 0 0 0 万円伸びて 1 0 億 6 , 0 0 0 万円、1 4 % の増額を見込んでおります。このため依存財源比率は昨年度を 3 . 2 ポイント上昇して 4 2 . 8 % となりました。さらに不足する財源につきまして

は、財政調整基金から4億5,000万円を取り崩して対処いたしました。

歳入の主なものを申し上げますと、その柱となる町税でございます。個人町民税につきましては、景気の悪化により4.8%の減となり、法人町民税でも23.4%減となっております。固定資産税は2.6%の減となり、町税全体では4.6%減の44億1,655万円を計上することができました。

次に、地方交付税でございます。国の地方財政計画では6.8%の増であります。当町では先ほどご説明しました町税の大幅な減収などにより自主財源が減少しておりますので、前年度対比14%増の10億6,000万円を見込みました。

また、国庫支出金は学校耐震事業などの補助事業がほぼ完了しましたが、子ども手当の創設により74.1%増の11億6,400万円、県支出金は老人福祉施設等開設準備経費補助金、福祉医療費補助金及び緊急雇用創出事業補助金などにより、前年度対比17.7%増の6億4,145万円であります。

基金繰入金では、さきに説明しました財政調整基金を4億5,000万円、ふるさとまつり等に充当するためにふるさと創生基金から1,400万円、都市計画事業等に充当するために都市計画事業基金から5,000万円を取り崩して財源の確保を図ってまいります。これにより、財政調整基金の22年度末現在高は19億円程度になると予測をしております。

町債におきまして、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債が前年度対比42.9%増の7億円及び防災対策事業債として1億1,580万円をそれぞれ予定し、町債発行額全体では前年度対比34.7%減の8億1,580万円を計上しました。その結果、一般会計の22年度末地方債現在高は93億9,000万円程度となり、21年度末に比べて4,000万円程度の減額となる見込みでございます。

以上が、平成22年度一般会計予算の概要でございますが、当町におきましても財政状況は年々厳しさを増すと考えております。より一層の行財政改革を行い、健全な財政運営を維持していく所存であります。

議案第17号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億586万6,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し3.9%増の予算となっております。増額になる主な要因としましては、保険給付費が増加していることによりです。新型インフルエンザが流行したからだけではなく、それを除いたとしても保険給付費が伸びていること、また診療報酬の改定もあり増額となっております。

なかなか景気の回復が見られず、リストラなどで国保の加入者は増加傾向にあります。経済情勢が厳しいこともあり、国保税の収納率は低下してきています。このような状況の中ではありますが、国

保税の賦課について今年度から医療分の限度額が47万円から50万円に、支援金分が12万円から13万円になります。

近年、医療技術や医療機器の進歩により、高額な医療費が年々増加している状況です。医療費抑制の取り組みの一環として、特定健診、特定保健指導を実施し、受診者は増加してきております。実施計画の目標値を達成することはできませんでしたが、これからも工夫しながら受診者をふやしていくことにより、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧などを予防することで、その他の疾病への進展や重症化を防ぎ、生活習慣を改善することで医療費の抑制につながればと考えております。景気の低迷や医療制度改革などにより、国保財政は大変厳しいものとなっており、財政調整基金も底をついている状況であり、収納対策に力を入れ収納率を向上させることにより、健全運営に努めてまいります。

議案第18号 平成22年度玉村町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ134万5,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し39.7%の減であります。医療制度改革により、平成20年度で老人保健制度が廃止となり、後期高齢者医療保険制度へ移行したため、事後の精算を行うための予算になります。

議案第19号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,488万3,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し1.5%の減であります。主な歳入としては、後期高齢者の保険料で特別徴収と普通徴収で1億4,393万8,000円となります。この保険料は、歳出としてそのまま群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金として納めます。そのほかにも広域連合の事務費分や、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れ、歳出としてそのまま広域連合へ納付します。

広域連合が保険者ではありますが、市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携を取りながら適正な事務処理を行い、後期高齢者医療被保険者の方々にご理解をいただけますよう努めてまいります。

議案第20号 平成22年度玉村町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ15億743万1,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、第1号被保険者保険料2億7,848万2,000円、国庫支出金3億3,083万7,000円、支払基金交付金4億4,445万6,000円、県支出金2億1,632万2,000円、繰入金2億3,722万5,000円でございます。

続きまして、歳出につきましては、介護サービス等諸費は14億6,320万1,000円で、前年度対比13.8%の増となっています。介護サービス等諸費の主な内訳としましては、要介護者に対する介護サービス給付費が13億219万6,000円、要支援者に対する介護予防サービス等諸費が8,880万3,000円となっております。介護保険施設入所者等の低所得者に対する特定入所者介護サービス費は4,510万2,000円、高額サービス費等で2,510万円となっております。地域支援事業費につきましては2,205万8,000円と、前年度対比10%の減少となっております。

本年度は、第4期介護保険事業がスタートし2年目の年となり、本年4月に特別養護老人ホーム50床、短期入所生活介護10床が新たに開設し、小規模多機能型居宅介護2施設が開設されるなど、サービスの充実が図られています。施設サービスがふえますので、施設サービス利用の低所得者に対する特定入所者生活介護費も伸びてまいります。

高額サービス費は、高額医療合算介護サービスの支給が本格的に始まりますし、施設サービス利用者の増加に伴う伸びも予想されます。地域支援事業等は、おおむね順調に経過しているものと認識しておりますが、介護給付費の増加をできる限り抑え、より信頼と安心のおける制度となるよう努力してまいりたいと考えております。

議案第21号 平成22年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ1,253万円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては主なものを申し上げますと、要支援1、2と認定された方に対してケアプランを作成する介護予防サービス計画費収入850万円、一般会計繰入金402万8,000円でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、主なものとしたしまして保健師等の雇い上げ費用、システム機器使用料など816万9,000円、予防給付プラン作成委託料であります介護予防サービス事業費が426万円でございます。

議案第22号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,021万1,000円とさせていただくものであります。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道、これは県央処理区でございます。の流総計画に基づき、平成16年度から下水道整備7カ年整備計画を推進しております。

予算の内容については、前年度当初予算に対して6.8%増の予算であります。主な事業として、昨年度に引き続き公共下水道事業では、板井地区、福島地区の管渠築造並びに面的整備を実施し、特定環境保全公共下水道事業では角淵地区、斉田地区の管渠築造並びに面的整備を実施するものであります。

また、雨水対策事業では蛭堀改修工事及び斉田・上之手線、町道217号線への管渠新設整備を実施するものであります。

公共下水道事業整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費の節減など、今後も引き続き経営の健全化に努めてまいります。

議案第23号 平成22年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。まず、平成22年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万6,500件、年間総配水量を513万3,000立方メートルと予定し、当初予算を編成いたしました。

初めに、3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で6億883万円を計上いたしましたが、その主なものは給水収益等の営業収益が6億543万8,000円と営業外収益の339万1,000円でございます。

続いて、水道事業費用は5億5,236万4,000円と予定いたしましたが、その主なものは営業費用の4億7,177万6,000円と借入金利子等の営業外費用が7,288万8,000円でございます。

次に、4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入につきましては6,440万7,000円を計上いたしましたが、その主なものは企業債5,000万円と新規加入者負担金1,440万6,000円でございます。

続いて、支出は2億3,269万2,000円と予定いたしましたが、その主なものは建設改良費の1億2,000万円と企業債償還金の1億789万2,000円でございます。

建設改良費の内訳は、管網整備工事費に8,000万円と浄水場施設内動力装置交換工事に3,000万円、設計委託料の1,000万円でございます。

なお、資本的収支において不足いたします1億6,828万5,000円は、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補てんをさせていただき予定であります。

次に、5条では平成23年度から平成26年度までの水道統合システム使用料1,340万7,000円と定め、6条では企業債の限度額5,000万円と定め、7条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費を3,619万7,000円、交際費を1万円と定め、9条ではたな卸し資産購入限度額を504万円と定めたものでございます。

今後も引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるように努めてまいります。

以上、新年度予算関係8議案を一括して提案説明を申し上げます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。各予算に対する総括質疑は、款項の範囲で行うようお願いいたします。

それでは最初に、議案第16号 平成22年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

15番三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） 景気の低迷により年々財源が減少する中で、今年度予算を組むに当たりまして、今後の長期計画としての財源確保、そしてまた雇用対策についての施策はどのように組んでいますでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 景気の回復を願っているというのはおかしいですけれども、今が景気の底かなと考えておりますし、今後は、私は景気が徐々にであります、回復していくものと予測をしております。

先日の日銀の支店長の講演を聞きまして、群馬県内は他県に比べて景気回復が進んでいるというような話でございました。そういう中で、玉村町におかれましても基幹産業であります製造業での景気回復が、これから徐々に進んでいくのではないかなと予測をしております。これは、あくまでも予測でございますので、そのための将来的な展望というのは大変厳しい見方をしておりますが、そういう中で新規企業の進出、東部工業団地の企業増設も予定どおり進んでおりますし、町内企業におかれましては大変厳しい現実でございますけれども、非常に堅実な経営をしているというのが私の見方でございます。

雇用につきましては、これから企業の、そのような景気回復があれば雇用は進んでいくわけでございますけれども、それを待つのではなくて、町としても臨時な職員、その他を雇用に使いながら臨時的な対応をしていくのと同時に、若い人が働ける、そういう企業を積極的に誘致をしていく必要があると考えております。

議長（宇津木治宣君） 三友議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） そうしますとあれですか、景気回復を待つというような今町長の話なのですが、町が、今企業誘致とか、そういうものを積極的に進めて財源確保や雇用対策をするというような施策は、今年度にはないということでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） こういう情勢でございますから、非常にその辺の予算に計上するのは難しいというわけでございますけれども、いろんな話が来ておりまして、私としてはそれを一つ一つ具体化をしていくというのが今年度の施策かなと考えております。こういう時勢でございますので、余り大ぶろしきを広げるというのは得策ではないと考えておりますので、今年度は静かに足元を固めていくという、そういう年であると私は……基本的な方針としてはそんな感じでございます。

議長（宇津木治宣君） 三友議員。

〔 15番 三友美恵子君発言 〕

15番（三友美恵子君） ピンチはチャンスで、今年度がそういうことをやるいい時期ではないかと思うのですが、ぜひ積極的にやっていってほしいと思います。

あとは、長期的に見たやっぱり高齢者対策、それはどのようなことを考えていますか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 高齢者対策で一番大事なことは、やはり健康ということだと思っております。

高齢者がいかに健康な生活をするかと、健康な生活をしていけるかということが、私は高齢者対策の最大の要因でございますし、これはまた医療費だとか、その他いろんな面に波及しておりますので、高齢者の健康維持というのをことしも目標の第一に挙げたのは、健康なまちづくりということでございますので、これは全町民こぞってこの目標に向かっていただきたいなと私は考えております。大分いろんな人たちに、高齢者に会いますと、非常に一人一人の皆さんがこの問題について自分のことを考えてくれているというのが今の現状ではないかなと、このまま玉村町全体がこのような形で進んでいければ、大変私はまちづくりの本当の根本となる問題ではないかなと考えております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑。

14番石川眞男議員。

〔 14番 石川眞男君発言 〕

14番（石川眞男君） ちょっと質問させていただきます。

きのう国会では、来年度予算が成立確定になったという形で報道されているわけですがけれども、私らの10年ぐらい前はもう簡単に、例えば40兆円の年収があって80兆円の支出というぐらいのイメージでいたのだけれども、特にことしはもう40兆円を大幅に切った上に、91兆円、2兆円ですか、ぐらいの予算で予算建てをしなければ国民生活が何ともならないという形で、一方では大なたを振りながら、しかも予算が多くなってしまったと。その国の予算に比べれば、そういった意味でまだ自主財源としては、比較的まだ高率で踏みとどまっているかなという気がするのですがけれども、これからいろいろ国が施策するわけです。子ども手当もそうだけれども、戸別補償とか、いろんなさまざまなものをしてくるわけで、そういった影響というのは、今年度町はどの程度の金額というか、政策的にはどのようなものに影響を与えるかどうかというのは。返答できますか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今年度国の予算との連動というのですか、そのための町の予算が非常にふえたというのは、子ども手当です。子ども手当が8億円程度ということで、この予算に入っているわけでございます。

それ以外については、玉村町においては交付税。交付税は今年度、前年度に比べて1億3,000万円ほどふえたのですけれども、事業そのものが国直轄の事業というのが非常に少ないですし、玉村町独自の事業ということでやっておりますので、今のところ国の方針によってその予算がえらい前年度と変わった、当分変わったというような印象を私は持っていないのです。今までどおりに町独自の予算ができたなど。ただ、子ども手当が入りましたので、その分だけ金額がふえたというのが今年度の予算の大きな特徴ではないかなと思っております。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） この当初予算で、町長が5項目一応掲げて、健康とスポーツのまちづくりほか、それを入れて5項目やっているわけですが、結局今本当に地方も国も大変な経済、財政環境の中でいろんな、社会的に事件とか、いろんな児童虐待から、老老介護とか、もう語れば切りがないほどの状況があるけれども、町でできることというのは、こういうもののほかに意外にお金がかからない、お金のことに換算できないのですけれども、文化面というのがありますよね。いろんなものの衝突の緩衝の役割として、文化の果たす役割というのが大きいと思うのですけれども、その辺を今回の、ここには文化ということは書いていないけれども、子どもからお年寄りに温かい福祉のまちづくりとか、一人ひとりが主役の協働のまちづくりという中に、当然そういうものがあるのだと思うのですけれども、もう少し文化の役割というものを言葉として出していただいたほうが、1つの項目で入れてもいいのかなというぐらいの私は気持ちですけれども、その辺をちょっとお尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 国のほうは、コンクリートから人間へと来たのですけれども、町のほうはどうちかという人間からコンクリートへということではないのですけれども、バブル時期にいろんな整備がされて建設されたものが約20年たちまして、ちょうど今改修の時期に来ました。道路ももちろんそうです。そういうものの改修、建物の改修等によって非常に今経費がかかるというのが現状でございますので、大変今石川議員さんが言ったとおり文化面に対する費用、金のほうの使い方がちょっとおろそかになっている。でも、基本的には文化の薫り漂う玉村町ということで進んでいるのですけれども、文化は金がかかるというのが定説でございますけれども、私は金のかからない文化をこれ

からつくり上げていくのが、玉村町のこれからの施策かなと考えております。

町民の皆さん一人一人が文化というものを意識した中で、心を豊かにしていくということが最大の文化であると思っておりますので、議員の皆さん方にもその先頭に立っていただいて、この玉村町の町民文化というものをつくっていくということは、今まで以上にやっていきたいと思っております。そういう中でも、この予算面では比較的文化に対する、これだけの予算をつくってこういうことをやろうというのが、目ぼしいものがないというのが、ことし指摘されたとおりでございますので、その辺はこの経済状況の中でご理解をしていただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） この質問というのは、当然10日から一般質問が始まるので、そのときの内容とは異なるわけなので、議案に対する内容質問ですよね、そういうことですよね。この質問は議案に対する内容質問……

議長（宇津木治宣君） 議案に対する総括的な内容に関する質問です。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） はい、わかりました。

税収の落ち込みというのは、当然これは景気の後退というような状況の中で考えられるわけですが、私見で固定資産税なんかは落ちている、ちょっと考えられない。年々固定資産税は、金額は幾らかでも上がってきたような傾向があったわけですが、税収の落ち込みの中で、この固定資産税の落ち込み、トータル、これは玉村町の課税評価の中で大変重要な話だと思っておりますけれども、その辺の、どうしてこのところが落ちてきたのかなということが私ちょっと疑問に感じているので、その課税の基準といいたいまいしょうか、そういう基本的な考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 阿佐美税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） 固定資産税の関係でありますけれども、21年に評価がえをさせていただきました。そのことによって、考えていた以上に下落幅、下落が多かったと、落ち込みが多かったと、大きかったことによることが一番の原因。それと収納率の低下、このことが大きく原因しておると考えております。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 理解させていただきますけれども、農振地域の関係、農振地域については基準値まで行っていないということで、年々上げているというような状況の中で設定されているわけ

でございます。だから、評価額以上に、評価額かそれ以上に下落幅が大きかったということで減収になったというふうな理解をさせていただくということによろしいわけですか。

議長（宇津木治宣君） 阿佐美税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） 農振地域の関係でありますけれども、今まで農振地域を転用される方につきましては、駐車場だとか……駐車場が主なのですけれども、そういったものに限定して転用が行われていました。その方につきましては、今までは申請をすることによって、要件が合えばですけれども、宅地として転用することも可能であったわけですから、都市計画法の改正によりまして、それが転用できなくなったと、もうそれはずっとそのままになってしまうのだと、それが宅地並みの課税というのはおかしいだろうという通達がございましたので、それは少し宅地の50%程度に評価を抑えさせていただいたということが原因でございます。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） ちょっと私が話したと違うので、たまたまそういう話が出たものから、これは10日の一般質問の中でさせていただきましても、農振地域の雑種地、宅地並み課税というようなことで都市計画税ですか、これの支払いをやってきたわけですから、これが法改正の21年の改正によってなくなったというような、今度は課税しないのだと、そのかわり土地の使用目的による認可はしないというような状況だという話を聞いておりますけれども、そうすると過去において、これは10日の一般質問の中で再度細かく質問させていただきますけれども、過去において納税した金額については、これはどうなるのか、その辺は宿題として出させていただきますので、よろしくお願いします。

議長（宇津木治宣君） 村田議員に申し上げます。

特別委員会に付託されますので、細かいところはその席で。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 宿題で出しますから。

議長（宇津木治宣君） はい、お願いいたします。

ほかに質疑。9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 一般会計予算の基本施策5項目ということで重点施策が上がっておりますが、その3番目、経済対策による活力のあるまちづくりということで、いろんな施策がありますが、この経済対策として計上されている予算の前年度と今年度の総額の対比が1つ。

2つ目、全く新規の新しい施策としてどういう施策があって、それに幾ら計上しているか。

3つ目、継続事業とは言いながら、特に増額をした施策というのがありませんか、幾つか。前年度と

比較して、特に重視して増額をした施策と、その予算について問います。

終わります。

議長（宇津木治宣君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） まず、経済対策の全体的な予算の話ですが、基本的には一番大きかったのは21年度というふうに考えております。補正予算等でも、かなりの増額の緊急経済対策等をさせていただきました。その関係で、22年度につきましては全体的な経済対策としては、若干落ち込んでいるという状況であります。

なお、新規の経済対策事業はどのようなものがあるかということでございますが、当初予算ベースでいいますと、町長のほうからも答弁しておりますプレミアムつきの商品券の発売、これは21年度では補正予算で対応させていただきましたが、当初予算では対応しておりませんので、その辺の額が大きく伸びているというところであります。

なお、継続的な経済対策のものがどうなっているかというようなご質問かと思いますが、そちらにつきましては先ほどから申し上げましているとおおり、補正予算等で組んだ増減のことはありますが、全体的にはやはり若干ですが、金額的には落ちているというものでありまして、特に保証料、中小企業に対します経営サポート資金の保証料補助につきましては、大分このところ落ちつきというのですか、金額的には少し少なくなってきたという状況でありますので、そちらのほうを踏まえまして、22年度につきましては21年度より減額させていただいているという状況がありますので、全体的には若干落ちているという状況でございます。

〔「全部答えていないよ。新規事業とかさ、予算額で。全然答えない」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 新規事業につきましては、これといった新規事業のほうはございませんので、説明のほうはさせていただかなかったということでございますので、よろしく願います。

〔「それから予算額、トータル」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ちょっと休憩します。

午前11時48分休憩

午前11時53分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 前年の比較ということで皆様にお配りしてございます平成22年度の玉村町の参考資料がございまして、その23ページに一応その歳入と歳出の目的別、歳出につきましては目的別の額と本年度の予算額と前年度の予算額というのが出ております。その部分の農林水産業費から商工費、土木費、こちら辺が該当してくるのではないかと思います。去年は先ほども申し上げましたように、商工費につきましては5,000万円の予算がついていたものがあるのです。それが今年度の当初予算では2,000万円になっているということで、3,000万円そのものが減になっております。

それから、先ほどの町田議員の、ここに書かれているその額と申しますと、今ここではちょっと出せませんので、後で該当する部分を前年と比較して提出したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） それでいいのですけれども、新規の、新規事業というのは一つもないということですか。

議長（宇津木治宣君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 私のほうでほぼないと言わせていただきましたのは、経済産業課としての経済対策の部分の新規事業はございませんということでありましたので、先ほど総務課長がお答えした部分の全体の経済対策につきましては、当然新規の部分もあるかもしれませんが、その辺は担当課のほうでちょっと見ていただかないとわからないという、そういう細かい部分でありますので、よろしく願いします。

〔「では、新規のことについても後で教えて……」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） いいですか。

議長（宇津木治宣君） はい。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） もう一つ質問ですが、子ども手当の件ですけれども、8億何ぼ計上してあります。それで、1人、平成22年度は1万3,000円と、毎月それぐらいもらうことになっているのですけれども、それで国と県と町で分担をするという話がございますね。この8億何ぼの中で玉村

町は、町負担分は計上しているのですか。

議長（宇津木治宣君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 子ども手当そのものには、町の負担額は計上はしてございません。計上してあるのは、先ほどから出ております2月、3月分の児童手当の負担分、これは計上してありますが、子ども手当のものについては群馬県の町村会の大方の町村がそうなのですが、町の事業費としては計上はしてありません。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

12番高橋茂樹議員。

〔12番 高橋茂樹君発言〕

12番（高橋茂樹君） 国民健康保険の特別会計予算の中で、町のほうではやはり……

議長（宇津木治宣君） 高橋議員、一般会計。

〔12番 高橋茂樹君発言〕

12番（高橋茂樹君） まだ、一般会計なのか。

議長（宇津木治宣君） はい。

〔12番 高橋茂樹君発言〕

12番（高橋茂樹君） ごめんなさい。

議長（宇津木治宣君） ほかに。

4番柳沢浩一君。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） ちょっと確認をしておきたいのですけれども、臨時財政対策債を今回出しますが、これは将来100%交付税に上乗せをして見てくれるというふうな、大変使い勝手のいいものだと思うのですけれども、同時に予算の先食いというか、交付税の先食いという、そういう側面があると思うのですが、どうですか。

議長（宇津木治宣君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） これは、国のほうにお金がないので、一時的に地方が借金をしてという、そういう形なのです。

それで、100%地方交付税に上乗せするという話なのですが、いわゆる一般的な起債で、90%を要するに交付税算入しますよと、そういう内容と同じでございます。100%交付税を計算するときに算入すると、そういう内容でございます。ですから、7億円を借りて7億円そのまま返ってくると、そういうものではないと、そういうことを認識していただきたいと思います。交付税算入の計算に係る部分で100%その額を算入しますと、そういう内容でございます。今回7億円というのは、

玉村町がこれだけ起債していいですよという、その限度額いっぱいを計上しております。

議長（宇津木治宣君） 柳沢議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） そういうことはわかりましたけれども、同時に私が思ったのは、将来とか、今回これを発行することによって、次の発行については制限を受けるということですよ。

議長（宇津木治宣君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） それはないと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第17号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

12番高橋茂樹議員。

〔12番 高橋茂樹君発言〕

12番（高橋茂樹君） 国民健康保険の特別会計予算の中で、伸び率が前年度対比3.9%、それと一般被保険者に対する医療費が10%以上の伸びということで、高度な医療技術や医療器具の進歩に伴いというような中で、やはり国民健康保険が財源が底をついている中で健全な、厳しい中でも収納対策の強化を図り、税率改正も視野ということなのですけれども、その辺の玉村町の厳しい中の収納対策と税率対策の見通しというのはどんなものですか。

議長（宇津木治宣君） 阿佐美税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） 収納対策でございます。収納対策につきましては、当初予算で説明をさせていただいたところでございますけれども、今現在臨時の職員と嘱託職員1名ずつ雇用して当たっているのですけれども、今年度、臨時職員もう1名計上させていただいております。

今までは、年に4回ほど、5回ですか、5回ほど徹底した夜間収納対策等を行ってございましたけれども、また1回ほどふやして6回ほど夜間収納対策、さらには1名増員になった方に、電話でまず催告をさせていただき、正職員が徹底した預金調査等、財産調査等をさせていただいて、特にこれ言葉は悪いのですけれども、悪質と認められた方につきましては、当然どうしても納められない方もいらっしゃるわけですから、ちょっと悪質だと認められる方につきましては、財産等があった場合には差し押さえも辞さないという覚悟で、これからは当たっていきいたいというふうに考えておるところでございます。

す。

議長（宇津木治宣君） 住民課長。

〔住民課長 佐藤千尋君発言〕

住民課長（佐藤千尋君） 国保会計の関係でございますけれども、今現在ここ数年の中で、高橋議員がおっしゃるように、国保会計の中で基金が随分取り崩しをしているような状況でございます。昨年度あたりから、確かに医療関係で給付の額がすごい伸び率です。それに伴いまして、特定健診、玉村町では平成20年度では32%台、今回平成21年度につきましては34%ということで、2%健診率上がりましたけれども、まだまだ予定の健診率には届きませんので、それについてもこれからいろんな周知をして、受診率を上げる努力をしたいと思っています。

この6月、決算の段階でないと、繰越金がどの程度になるかというのは全くわかりませんので、ただここ数年のデータからいくと基金の取り崩しというのが大きいものですから、当然保険税を上げることも視野に入れた中で、またそのときにご相談をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 高橋茂樹議員。

〔12番 高橋茂樹君発言〕

12番（高橋茂樹君） 一番聞きたいのは、まず税率改正という中で、その方向性、ただ単に税率を上げるといふ中であるのなら、どういうふうな税率改正の方向性を持って、今視野に入れているか。

それと、先ほどの答弁の中に特定健診だとか、そういう中で2%上がったということなのですが、それをすればするほど国民健康保険で医療費のほう下がるというような考え方の中で進めているということであれば、もう少し受診率を上げる方策だとか、何とかもどンドン視野に入れてやっていくべきだといふふうには思いますけれども、一番何といつても税率改正の、どんなような税率改正を視野に入れているのだから総括的に聞いてみたいと思うのと、今先ほどの中で国民健康保険で収納率アップはもちろんなことなのだけれども、悪質、悪質ではないとかの認定の方法だとか、また医者にかかるような状態になってくれば、やはり収入も減ってくる、その辺の兼ね合いというのですか、その辺の難しさの中でどういうふう運営していくのだから、何でもかんでも取っていじめていいのか、その辺の問題も残ってくるのではないのかなという感じもしますので、収納率の対策は当然のことながらしてもらって、一番聞きたいのは税率改正の視野がどんな税率改正だか、ちょっとわかったら説明してもらいたい。

議長（宇津木治宣君） 住民課長。

〔住民課長 佐藤千尋君発言〕

住民課長（佐藤千尋君） 今現在の中では、決算が出ないことには金額的な国保予算がどうなるかというのは正直な話、繰越金関係がありますので、その関係で基金がどれだけ底をつくかというのがわからないような状態なもので、確定的なお話はできないのですが、基金が底をつくという方向は

ちょっとわかっているのですが、それに伴ってその時点で、ただその場で保険税なりをすぐに上げるかという、いろいろ難しい、今また不況の状況の中で上げるというのは困難であろうとは思っています。その中で、町の拠出の部分ができるかどうかということも当然考えていかなければならないと思っております。その中で、今後新しい保険料、保険税のほうの値上げに関しては、町の拠出も含めた中で総合的に考えたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 高橋茂樹議員。

〔 12番 高橋茂樹君発言 〕

12番（高橋茂樹君） わかりました。税率改正の中で一番聞きたかったのが、資産割と所得割の平準化の、その辺の考えまで視野に入れてやっているかどうかというところをちょっと聞きたかったのです。

議長（宇津木治宣君） 阿佐美税務課長。

〔 税務課長 阿佐美恒治君発言 〕

税務課長（阿佐美恒治君） 何回か応能割、応益割のご議論を、ご質問をいただいております。ございます。

当然都市部では、応能割ですか、ウエートを置くということも大きくなっているようでございます。ただ、この玉村町がどの割合がふさわしいかというのは、国保運営協議会等もございます。また、三役もございます。しっかりとその辺を見きわめて、皆さんにご理解をいただけるような割合を、上げるときがくれば、改正をするときがくれば、しっかりと打ち合わせをさせていただき、議会に上程をさせていただきたいと考えています。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑は。

11番村田安男議員。

〔 11番 村田安男君発言 〕

11番（村田安男君） 私は、このところでそういうことを考えていなかったのですけれども、値上げするというような話で、前回たしか18年か19年だったですか、ときの改正のときに残高としては1億円以上あったような私は記憶があるのです。それが3年、4年、3年ぐらいうちでなくなってしまうというような状況の中で、高度医療の充実で医療費がアップしているということは理解できますけれども、よもやそんな話は、私は寝耳に水、本当に聞いていなかった話で、たしかあのときの私の記憶の中では、群馬県の個人負担の率としては中どころではなかったかなと、決して低くないというような状況で理解しているわけですが、その辺の財源の見通しが大変厳しくなっているということで今話を聞かせてもらったのですけれども、前回の改正のときの状況というものがもしわかりになりましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 住民課長。

〔 住民課長 佐藤千尋君発言 〕

住民課長（佐藤千尋君） 当時担当課長ではなかったのですが、わからないのですが、私の聞いている範囲内では、まず後期高齢の関係が始まって、平成20年の前の平成19年のときに、ご承知だと思うのですが、そのときには保険税を上げるというような話があったのですが、結果的には相殺をしてそのままということは聞いています。あと上がっているのは、平成14年のときに保険税を上げるということで、そのときには基金がもう底をついてしまったという経緯の中で、保険税を上げたということは伺っています。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 大体見通しというものも大変厳しくなっているということは理解しております。ですから、こういう情勢というものはできるだけ早く住民に知らしめて、説明をする準備期間というものが私は必要だと思います。ぜひそういうような方向づけをお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 要因はいろいろあると思うのですが、今回の新型インフルエンザの流行というのは、この保険、医療費が大変かかったということの一つの原因である。住民の皆さんも、その辺は大分理解してくれているかなと考えています。

14年に上げて以外、玉村町は上げていません。去年、昨年ですか、一昨年ですか、周辺はみんな上げたのですが、昭和村、前橋市、玉村町は保険税を上げずに来たという経緯もあります。そのときはまだ基金もありましたので、大変国保財政が順調に推移をしていました。ですので、やっぱり新型インフルエンザ等の騒ぎが始まってから、かなり保険税の財政が逼迫してきたということで認識をしていただければと思っております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑は。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これもちまして、平成22年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

議長（宇津木治宣君） ちょっと休憩。

午後0時13分休憩

午後0時14分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 次に、議案第18号 平成22年度玉村町老人保健特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これもちまして、平成22年度玉村町老人保健特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第19号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これもちまして、平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第20号 平成22年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

15番三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） 施設整備もある程度整いましたということで、待機者に対するパーセンテージですか、どのくらいの充足率ということですか。

議長（宇津木治宣君） 三友議員、総括質疑なので、何%とか幾つとか、そういうのはさ。

〔「細かい」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 特別委員会に付託になったときにじっくりやってください。

いいですか。

〔「では、あとはだから……」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

15番三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） もうちょっとあれで、これから在宅介護と施設介護に対しての介護保険特別会計、これからどっちの方向に進んでいくのかというだけちょっと教えてください。

議長（宇津木治宣君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） ことしの4月で、特別養護老人ホームが50床できます。あわせて短期入所生活介護も10床が新たに開設いたします。そして、小規模多機能施設が今選定中でございますけれども、22年度に施設予定になっております。こうしたところを見まして、また玉村町に隣接する特養等もございますので、この辺の施設で今後介護保険事業については良好に運営していけるのではないかというふうに考えております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑は。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これもちまして、平成22年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。次に、議案第21号 平成22年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これもちまして、平成22年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第22号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） これ徐々に普及率も上がってきて、面積ベースでは6割を超えるような状況になってきているわけでございますけれども、この間もあるところで研修を受けさせてもらったのですけれども、この中を見ますと、町債を見ますと、歳入、要するに発行額、町債の発行額は4億4,900万円、それから次のページの公債費、これは要するに借金の返済ですけれども、これが4億8,300万円というようなことで、この予算の中の大きい数字がここでウエートを占めているのですけれども、玉村町の今後、この下水道の事業、全体であと何年ぐらいかかるのか。これは、公平、公正の原則を考えた場合に、その研修会でたまたま私見せてもらったのは、一般予算からの繰出金、下水道の事業とすれば繰入金になってくるわけですけれども、繰出金が、去年のデータですけれども、群馬県内38市町村で一番低かったのです、一番。それは、なぜ低いのかということをお話し

ば、逆にこの下水道事業とか特別会計の内容が一番しっかりしているという裏があるわけ、考え方によってはあるし、考え方によってはそういうところへは余り金を出さないのだという考え方もあろうかと思えますけれども、いずれにしてもできるだけ早くこの下水道事業というものを全体に完成させなければ、公平、公正な原則にできないと思えますので、ならないと思えますので、あと何年ぐらいかかるのか、その辺おわかりになりますか。

議長（宇津木治宣君） 太田上下水道課長。

〔上下水道課長 太田 巧君発言〕

上下水道課長（太田 巧君） 以後どのくらいかかりますかということで、前回のたしか議会の一般質問でもお答えしたとおり、今までの実績からいろいろ考慮いたしまして試算しますと、20年と2カ月ということをお申し上げたと思うのですが、そういうふうなことで、まだ大分、15年以上かかるというようなことで、これ前回も、ちょっと重複した答えになってしまうのですが、県央浄化センター、今最大処理水量決まっております。今第5系列が、もう今年度で終了すると。今大体日量21万トンぐらい処理していると思うのですが、今後の、5系列が済んで6系列ぐらいまでは計画どおりということなのですけれども、それから先については、まだちょっと不透明なところもあるというふうなことで、構成市町村、あるいは県のこれからそういった今後の人口動態の関係等もいろいろ考慮する中で、そういった進捗化、あるいは全体の処理水量等も勘案されるのではないかと思うわけですが、端的に今の予測ですと、お話ししましたように20年ぐらいはかかるというようなことで意識を感じております。

議長（宇津木治宣君） 村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 私が質問したのは、借金を返済するために借金を重ねて、それが、そっちのほうが額が大きいのでは、基本的に事業を展開する基本方針が、私はこの下水道については少し問題だと思います。ですから、もう少し一般会計から繰り入れするのならじゃんじゃん出して、そういう政策というものを私はやらなければ、公平の原則にならないような考え方になるのではなからうかと思えますので、ぜひ町長その辺をお願いいたします。要望で結構です。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 下水道の特別会計予算は12億1,021万1,000円と、前年度6.8%の伸びになっています。

昨年の6月の定例会に、私はこの下水道の整備について一般質問しました。どうということかと申しますと、群馬県の2007年度末の汚水処理人口普及率は68.5%、全国で37位だと、全国平均は83.7%、こういふことになっていると。このために、県は2017年度の同普及率の目標を90%

と定め、補助を今後5年間継続して市町村の事業推進を促すこととなったと。したがって、玉村町はこの県央汚水処理場がすぐ近くにあって、群馬県でも一番進んでもいいはずなのですがけれども、玉村町はどうかというと66.5%、群馬県平均より低いと。したがって、せっかく県から補助を出すとやっているのだから、積極的に推進すべきではないかと、こういう意見を述べました。そのときは、基本的には平成23年度に中期計画をつくるから、急にやれと言ったって無理だというような話はございましたけれども、可能な範囲というのがあると思うのです。この6.8%の増額と、これが限界なのですか。

議長（宇津木治宣君） 太田上下水道課長。

〔上下水道課長 太田 巧君発言〕

上下水道課長（太田 巧君） 確かに前回ご質問等いただいたわけですが、現在認可区域でしょうか、931ヘクのうち580ヘクということで、今5年から7年をかけて鋭意事業進捗を図っております。

今議員お話のありましたように、県もステップアッププラン、これは3%の補助金がありますということで、そういうふうなことも最大限活用して、大いに事業進捗を図るべきだというようなことで、まさにそのとおりだと思います。今回補正予算でも、ここにご提案させていただいております。県費補助90万円なのですが、提案をさせて、追加をさせていただいておりますし、一般会計からいえば繰り出し、うちのほうからは繰り入れということになりますのですが、繰入金につきましても3,900万円というようなことで一般会計のほうからも繰り出しをしていただいております。ご質問にまず100%沿えるということではありませんが、鋭意事業進捗を図っております。特に今お話ありましたように、来年度が認可関係では、いわゆる最終年、23年度からまた新たないろんな認可設計をするのだということもありますので、最終年度ということもありますので、6%を超える伸び率ということになりましたのですが、ご指摘のようにあらゆる有利な起債、あるいは有利な補助金等を最大限活用する中で、鋭意進捗を図ってまいりたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 先ほどの村田議員の質問には、これから20年ぐらいかかると、今までもう三十数年やっていたのだと思うのですが、二十何年ですか。今度は、今まで整備してきた補修が必要になってくるということになると思うのです。したがって、今後まだ20年間ぐらいかかりますというペースでいったのでは大変なことになると、なるべく早く整備をして、整備を完了させて、補修しなければならない年がもうすぐ来ますから、それまでなるべく完成させる。したがって、平成22年度もですよ、もっと整備が可能であるならば、お金をかけて整備をすると。そのことが、水道屋さん、あるいはそこに勤務している人たちを救うことになると、経済対策の一つとしても、僕は可能な限り予算をもっとふやすべきだと思いますが、いかがですか。

議長（宇津木治宣君） 太田課長。

〔上下水道課長 太田 巧君発言〕

上下水道課長（太田 巧君） まず、1点目でしょうか、20年ぐらいかかると、逆に維持管理の時代が来てしまうのではないかと、そのとおりです。ですが、今施設整備の途上期間といいましょうか、途上ということで鋭意進捗を図っておるのですが、当然将来的には議員ご指摘のように、維持管理関係につきましても対策を講じる時期がまいるかと思うのですが、現在におきましてはそういうふうなことで、発展、施設整備途上だということで、鋭意進捗を図っておるところであります。

それから、もっと予算を投入せよというようなことで、大変ありがたいお言葉、財源も考えなければいけないのですが、ありがたいお言葉なのですが、今当初申し上げましたように県央処理場、処理区の最大配水量といいましょうか、これが決まっておりますので、現在10カ市町村でしょうか、構成市町村になりましたのですが、それらを踏まえて、県のほう当然踏まえて将来計画というのは立てなくてはならないと思いますので、財源を確保できたといたしましても、それらの全体計画の整備計画等も十分勘案しながら、今後展開を図っていくということが基本になろうかと思っております。そういうふうなことを踏まえた中で、財源等の予算確保等が十分できれば、当然しかるべき時期がまいりますれば、補正なりでもご提案を申し上げれば、なおベターかなとは考えております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「もう一回いいんだよ」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） いえ、3回です。

〔「2回じゃないの、2回だよ。もう一回」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 1回、2回、3回と書いてある。

〔「2回だよ」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 町田議員。失礼しました。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 実は、この下水道整備については南玉の区長さんがいろんな、早くやってもらえないのかという意見が強いのです。したがって、区民の意見もぜひ勘案して、補正予算組んででも、この予算は多分もう変えられないのだから、変えるつもりないのだからと思えますから、補正予算組んででも整備を促進していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 下水道の完備は、全町民が大変熱望しているというのは私も十分認識しております。ですから、南玉だけというわけにはいきませんので、全町を早くやるようにこれからも努力したいと思えます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第23号 平成22年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

平成22年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、平成22年度玉村町一般会計ほか7予算に対する総括質疑をすべて終了いたします。

○予算特別委員会の設置・選任の件

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

議案第16号 平成22年度玉村町一般会計予算から議案第23号 平成22年度玉村町水道事業会計予算までの8議案につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第23号までの8議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。午後は1時30分に再開をいたします。

午後0時30分休憩

午後 1 時 3 0 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

○日程第 3 3 議案第 3 号 玉村町職員定数条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 初めに、日程第 3 3、議案第 3 号 玉村町職員定数条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

1 4 番石川眞男議員。

〔 1 4 番 石川眞男君発言 〕

1 4 番（石川眞男君） この定数条例の決め方は、何人以下という形の決め方にしておくというの
はできないのですか。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔 総務課長 小林秀行君発言 〕

総務課長（小林秀行君） 一応実数につきましては、この数字より低いです。ですから、以下の形
です。ですから、上限というか、これ以下ならばこれは合っていると、そういうことだと思います。
ぴったりということではないということなのですが、よろしくお願いします。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑は。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 3 4 議案第 4 号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第 3 4、議案第 4 号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部

改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 3 5 議案第 5 号 玉村町職員の給与に関する条例及び玉村町職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第 3 5、議案第 5 号 玉村町職員の給与に関する条例及び玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

2 番石内國雄議員。

〔 2 番 石内國雄君発言〕

2 番（石内國雄君） 2 番の石内です。60 時間を超えるのが現状どのぐらいあったかということと、もしそれが予算化とか、そういう形になると金額的にはどのぐらいの見積もりになっているかというのをちょっと確認したいのですが。

議長（宇津木治宣君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 60 時間を超えるというのは、そんなにはございません。と申しますのは、玉村町の役場では一応 4 週間 43 時間を上限とすると、そういう形になっておりますので、ほとんどありません。ただし、今の申告の時期、そういうときとか、ある一定の時期には 60 時間を超えることがあります。通常はそんなには例はないということでございます。

それから、額についてはその人によって変わりますので、何とも言えないというのですか、全体の額……

〔「ええ、全体ですから、そもそも」の声あり〕

総務課長（小林秀行君） 普通、予算書にも載っておりますが、その範囲内で一応充当すると、そういうことになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第36 議案第6号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第36、議案第6号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 37 議案第 7 号 玉村町 B & G 海洋センター条例等の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第 37、議案第 7 号 玉村町 B & G 海洋センター条例等の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 38 議案第 8 号 玉村町農業共済条例を廃止する条例の制定について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第 38、議案第 8 号 玉村町農業共済条例を廃止する条例の制定について、これより本案に対する質疑を求めます。

11 番村田安男議員。

〔11 番 村田安男君発言〕

11 番（村田安男君） これは懸案事項で、前から農業共済は合併するのがふさわしいというようなことで課題の一つであったわけで、ようやく実現するかなということでございますけれども、これは当然現在農業共済、県の、ありますけれども、そこへの集約かと思えますけれども、現状今玉村町で農業共済に携わっている人間の関係、そこに、今までの県の農業共済で全部賄えるのなら問題ないのですけれども、その辺の今までの、こちらから出向職員を出すのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 今現在、玉村町の農業共済のほうの職員が2名おります。あと1人は、研修ということで共済連のほうから1人来て、計3名でやっております。それが4月以降は、5年間をかけて県の、要するに農業共済のほうでプロパー職員の育成を5年間かけて行うということでありまして、各市町村からの、その間は出向をお願いしたいということで、当町からは1人出向のほうで出ていくということになっております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） この条例の中でいきますと、今まで各地域、玉村町に損害評価員、評価会委員、そしてまた連絡員という形で担当する者が所在していたわけなのですけれども、今度それらが全部廃止されるということのようなのですけれども、それら地元に対する悉皆調査、検見、坪刈り等、どのような形でこれからは地元対応していくのか、その点についてお聞きをいたします。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） まず、評価会のほうの委員さんが玉村町の場合10人おりました。今度県のほうに統合されたことによって、玉村町からは評価会の委員さんを2人出してくださいということになっております。そうしますと、残りの8名の方についてなのですが、ただしほかに評価員さんは20人、玉村町はありまして、それが今度は評価員さんのほうが24人出ることになります。今までの20人の人については、そのまま評価員として出ていっていただくということになっておりまして、評価会のほうから4人を評価員としてプラスのほうで回っていただきたいということになります。さらに4人ばかり、まだ役職が決まっていないという状況になるのですが、その4人の方は今度組合になりますので、JAなんかの組合と同じように総代という職務ができますので、総代ということで4人を選出して、総代につきましては、これはこれから4月以降、選挙等の関係もありますので、確定ではございませんけれども、その4人を総代さんのほうに充てて、30人全部が充てていけるということになると思います。

それから、連絡員さんにつきましては、今までと同じように支部長さんが連絡員になってもらっておりますので、4月以降も支部長さんに連絡員になっていただきまして、また新しいほうの組合でも活躍していただくということでありまして、今までと内容的には、損害のあった場合の評価の内容とか、そういうものについては全く変わらないというふうを考えております。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 内容については言われるとおり理解するのですけれども、評価会が2人ということだと、それは坪刈りしたりして玉村地区の検見の数量等決めると思うのですけれども、これは佐波伊勢崎地区で玉村町を含めたどこか、例えば伊勢崎市の西部の委員と合同になるとか、これからの地元に対する細かな運営方法といいますか、その点はこれから県下一本になった組合の段階で決めるのだよとえばそれまでなのですけれども、それが2人でやれるのか。仕事の量は、今水稻だけですから余り多くはないと思うのですけれども、それが1点と、今農政支部長さんがやっていた連絡員が、今度は手当がなくなるということで、これ今までも実質仕事がなかったから、これだけは節約になるのかということの中で、全く農政支部長手当は増額しないでそのまま、この部分についてはゼロになるのだよと、そういうことだと思ふのですけれども、その2点についてお伺いいたします。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 評価会の委員さんは2名ということでありまして、全部で新しいほうの組合の中で11支部ができます。玉村町は、伊勢崎支部の中に属するということになります。それで、玉村町からの評価委員さんは2名ということが出ていきますけれども、伊勢崎市からの評価委員さんも、ちょっと人数は忘れてしまったのですが、かなりの人数割で出てきますので、佐波伊勢崎地区の、そういう悉皆の調査とか、そういう場合には佐波伊勢崎の単位として悉皆調査をしていただくということになりますので、内容的には変わりませんということをお話ししたということがあります。

なお、連絡員さんの今度新しいほうの連絡員さん、要するに玉村町から今度佐波伊勢崎地区の連絡員さんとしてなっただけなので、玉村地区だけが連絡員さん当然対象ですが、そちらのほうの報酬のほうも新しいほうから出ることになっております。

ちなみに、連絡員さんの報酬としましては、農家1戸当たり300円が出ることになっております。プラス会議があるときには、会議の日当として3,000円が出ます。評価会の委員さん、評価員さんも、新たなほうから役員報酬ということで出ます。今までよりも安い高いかということ、若干はあるのですが、群馬県の平均値をとって報酬のほうを定めたという話でございますので、ほぼ同じくらいだというふうに思ってもらって結構かと思ひます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 今麦については災害収入方式ですか、余りその出番はないかと思うのですけれども、今まで評価会の委員さんというのは、担当地域を見回り調査ということで5月ごろ、倒状の麦畑が多いとか、そんな形で調査そのものは少ないのですけれども、やはり全体を見回すというふうな役割があったかと思ひます。そういう意味では、今度2人の方が、やっぱり町全体はどうしても2人の方の守備範囲になるかと思ひますけれども、そこら辺これからはぜひ町にとって不遇のないように、

対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（宇津木治宣君） 要望でいいですか。

〔「いいです」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第39 議案第9号 平成21年度玉村町一般会計補正予算（第8号）

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第39、議案第9号 平成21年度玉村町一般会計補正予算（第8号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４０ 議案第１０号 平成２１年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議長（宇津木治宣君） 日程第４０、議案第１０号 平成２１年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４１ 議案第１１号 平成２１年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議長（宇津木治宣君） 日程第４１、議案第１１号 平成２１年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４２ 議案第１２号 平成２１年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議長（宇津木治宣君） 日程第４２、議案第１２号 平成２１年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４３ 議案第１３号 平成２１年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第２号）

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第４３、議案第１３号 平成２１年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第２号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第44 議案第14号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第44、議案第14号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） こんな質問をしますと、何とばかなやつだと言われるかもしれませんが、この第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,517万円を減額しと、ここだけ単位が万円になっているのです。ほかのところ千円になっているのですけれども、何か格別な理由がございませぬか。

議長（宇津木治宣君） 太田上下水道課長。

〔上下水道課長 太田 巧君発言〕

上下水道課長（太田 巧君） 千円表示までの場合には千円単位で表示してはいて、これは千円単位ではありませんので、万円単位の表示ですので、このようにさせていただきました。特に理由はありませぬです。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第45 議案第15号 町道路線の認定について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第45、議案第15号 町道路線の認定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第46 議案第24号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第46、議案第24号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４７ 議案第２５号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第４７、議案第２５号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４８ 議案第２６号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議
について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第４８、議案第２６号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４９ 議案第２７号 玉村町農業共済事業の廃止に伴う財産処分について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第４９、議案第２７号 玉村町農業共済事業の廃止に伴う財産処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第50 同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第50、同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

議事の都合により、3月4日から3月9日までの6日間休会といたします。

○散 会

議長（宇津木治宣君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、10日は午前9時までに議場に参集願います。ご苦労さまでした。

午後1時56分散会